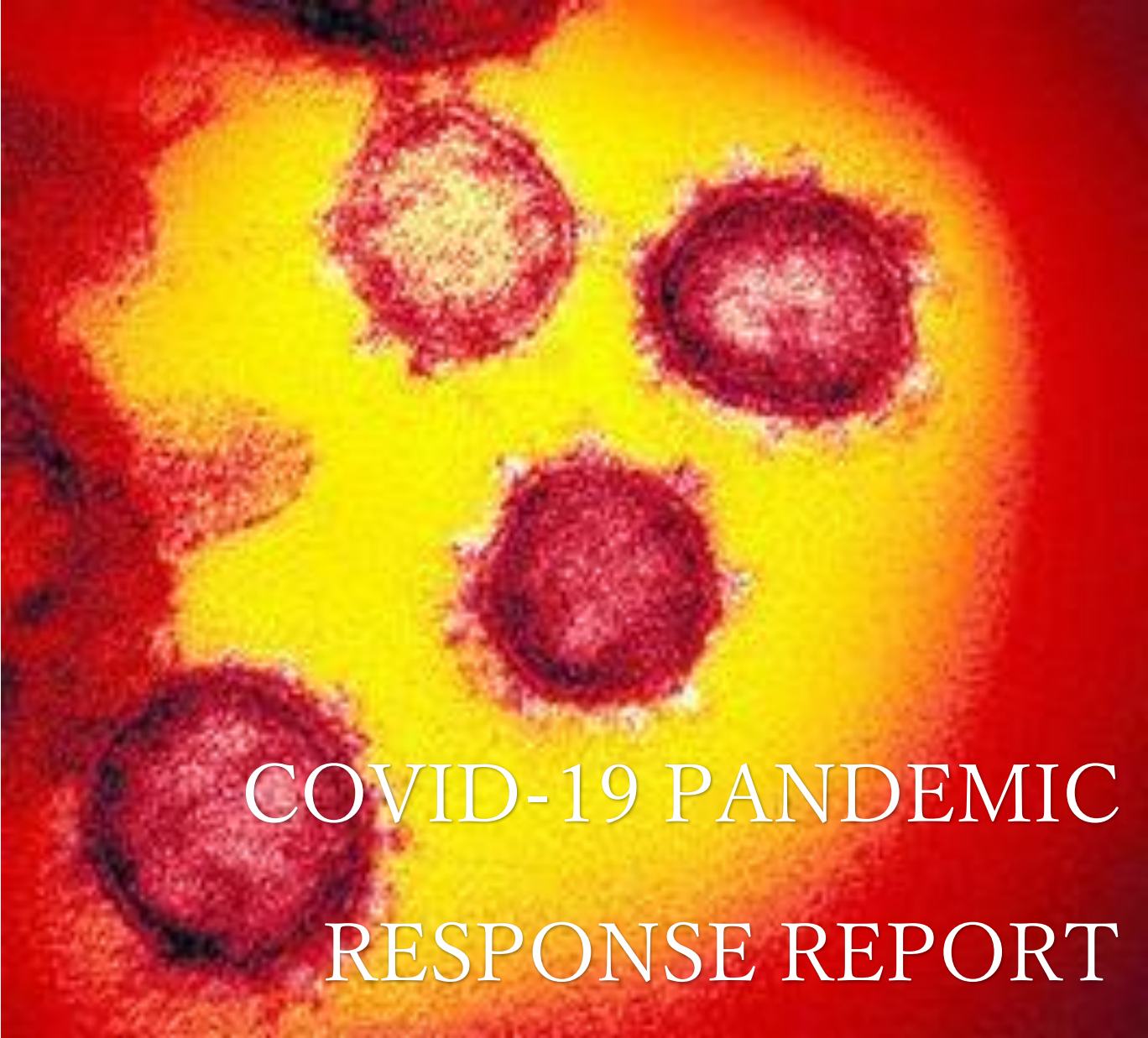


A microscopic image showing several spherical COVID-19 virus particles. The particles have a distinct outer shell with spikes (corona) and a darker, textured interior. They are set against a background of warm, glowing colors, primarily red and yellow, which gives the image a dramatic and urgent feel.

COVID-19 PANDEMIC RESPONSE REPORT

新型コロナウイルス感染症対応報告書

2025 年(令和7年)3 月

宮 城 県 角 田 市

目 次

I	はじめに	1
II	感染者数の推移	3
	(1) 国内の感染状況	3
	(2) 市内の感染状況	3
III	本市の対応等	6
	(1) WHO・国・宮城県の主な動き	6
	(2) 本市の主な動き	40
	(3) 本市におけるワクチン接種事業	42
IV	本市の取組（分野別）	51
	(1) 感染症拡大防止対策	51
	(2) 市民の生活対策	53
	(3) 子ども・子育て対策	54
	(4) 教育対策	54
	(5) 事業者対策	55
	(6) その他の対策	56
V	今後の課題等	57
VI	資料編	59

【本報告書の対象について】

本報告書は、令和2年（2020年）1月から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行した令和5年（2023年）5月8日までの本市の感染状況やその状況に応じて実施した対策等を対象とする。（ただし、保健衛生体制や医療提供体制については、移行期間（令和6年（2024年）3月31日）までの内容を対象とする。）

また、本報告書の内容について、必要に応じ加筆修正を行う場合がある。

I はじめに

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆さまに心からお悔やみ申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから5年以上が経ちました。この間、本市では、見えない敵に対峙し、総力を挙げて感染症対策や緊急経済対策に取り組み、度重なる感染の波を乗り越え、ウィズコロナへの移行を進めてまいりました。これまで、新型コロナウイルス感染症対策に、ご尽力、ご協力をいただいた角田市医師会をはじめ、医療従事者、事業者、各種団体の皆さま、そして市民の皆さまへ、改めて心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界は未曾有の危機に直面し、現在に至るまで、社会、経済に大きな影響を与えました。我が国においても多くの尊い人命が失われ、緊急事態宣言等による行動制限、経済活動の停滞、感染者の増加による医療提供体制の逼迫など、それまで当たり前のように享受していた日常生活が一変し、社会の仕組みそのものが大きく変化してしまいました。

本市では、令和2年2月に立ち上げた角田市新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、コロナ禍という前例がなく、先が見通せない状況の中で、何よりもスピード感を重視して、可能な限りの対策を講じてまいりましたが、未知のウイルスとの闘いにおいては、これまで経験したことのない、試行錯誤を伴う極めて困難な対応が求められました。

令和5年5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類相当から5類へ引き下げられました。耐え抜いてきた3年間も大きな転換期を迎えたことで、本格的なポストコロナ時代の到来を見据え、新しい生活様式の下、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場面で、以前の活気を取り戻すことができるよう、歩みを進めることとなりました。

この国の感染症対策の転換を契機とし、次なる感染症の危機に迅速かつ的確に対応できる体制を整えるとともに、希望に満ちた明るい未来の創造に向けて全力で取り組むことが、現在を生きる私たちに課された使命であると考え、このたび、コロナ禍で培った経験と教訓を本書にまとめることといたしました。

結びに、コロナ禍において本市職員は、多くの関係者の皆さまと各種対策について意見を交わし連携するなど、貴重な経験を重ねてきました。職員一人ひとりが得たつながりや経験、教訓が、次なる感染症の危機のみならず、市民の皆さまの健康で安心してくらせるまちの実現に向けた取り組みに活かされることを切に願うものであります。

角田市長 黒 須 貫

Ⅱ 感染者数の推移

(1) 国内の感染状況

令和2年1月に国内初の感染者が確認されてから徐々に感染者数が増加し、4月に感染のピークを迎えた第1波では緊急事態宣言が発出され、全国的な感染対策が講じられました。以降、第2波、第3波と発生。特に第3波では感染者数が急増し、医療体制への負担が大きくなりました。続いて到来した第4波は第3波と同様の感染規模となり、第5波では「デルタ株」が中心となって感染が急拡大し、8月には当時の過去最大感染者数を記録しました。令和4年初頭にかけては「オミクロン株」が確認され、感染拡大が加速、感染者数が急増し、多くの地域で医療機関が逼迫しました。オミクロン株の特徴として、感染力が非常に強いですが、一方で感染しても重症化は比較的しにくいという点がありました。その後はオミクロン株の亜系統による感染拡大があり、第7波ではこれまでの波で最大の感染規模となりましたが、重症患者は少ない傾向でした。国では5類移行に向けた議論が始まり、感染症法の見直しも検討され、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は5類に移行しました。

令和3年2月から始まったワクチン接種は、多くの国民が実施し、一定の効果がありました。しかし、時間経過とともに免疫機能は低下してきている可能性があり、ウイルスも変異を重ねる中で免疫をすり抜ける力が強い株が発生するおそれがあります。

5類移行により感染症対策は個人の判断に委ねられることとなりましたが、感染症の状況やウイルスの変異等、今後も注視しながら適切な対策を講じていくことが重要です。

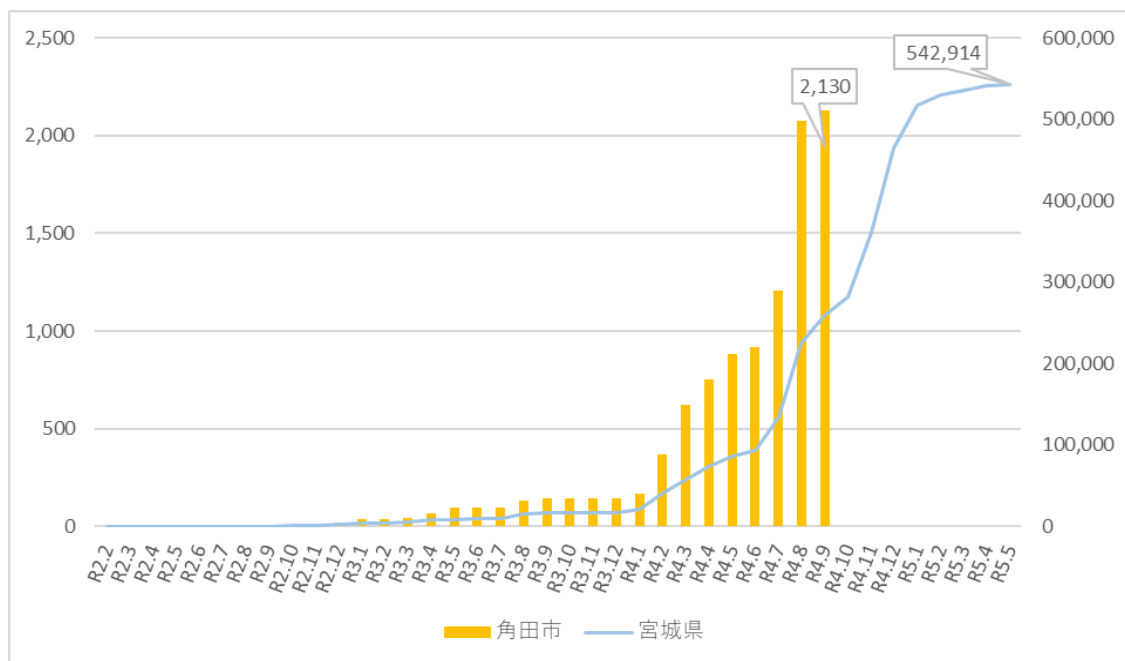
(2) 市内の感染状況

令和2年9月に本市初の感染者が確認され、感染の波に沿うように本市においても感染者数が増加しました（【表1】【表2】）。

国の「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、令和4年9月26日から、感染症法に基づく医師の届出の対象が全国一律で変更されることとなりました。9月26日以降は65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要な方、妊婦のみ届出が必要になり、感染者数の公表に当たってもこれらの方のみとなりました。

本市の感染者数については、令和4年9月2日で宮城県からの市町村ごとの感染者数公表が終了したため、それ以降の感染者数の把握は不可能となっています。

【表 1】 角田市と宮城県における累計感染者数の推移



※各月とも月末時点の数値。

※角田市の令和 4 年 9 月分の感染者数は、同月 2 日付け公表までのもの（市町村ごとの感染者数の公表終了による）。

【表 2】 角田市における新規感染者数の推移

（単位：人）

	宮城県※ 1	角田市※ 2
令和 2 年 2 月	1	0
3 月	6	0
4 月	8 1	0
5 月	0	0
6 月	6	0
7 月	6	0
8 月	4 7	0
9 月	1 9 9	2
1 0 月	3 2 0	0
1 1 月	4 8 4	1 1
1 2 月	9 8 1	5

	宮城県※ 1	角田市※ 2
令和 3 年 1 月	1, 2 1 9	2 0
2 月	2 1 4	0
3 月	2, 4 1 2	8
4 月	2, 0 0 7	2 4
5 月	8 1 2	2 5
6 月	2 7 2	0
7 月	7 8 0	3
8 月	4, 8 0 5	3 3
9 月	1, 4 9 3	1 3
1 0 月	6 2	0
1 1 月	1 4	0
1 2 月	1 0	0
令和 4 年 1 月	5, 3 1 1	2 3
2 月	1 8, 7 7 2	2 0 0
3 月	1 7, 6 1 7	2 5 4
4 月	1 6, 2 0 6	1 2 9
5 月	1 2, 6 7 6	1 3 3
6 月	7, 0 7 2	3 3
7 月	4 0, 2 3 3	2 8 9
8 月	9 1, 6 2 7	8 6 9
9 月	3 3, 8 6 6	5 6
1 0 月	2 2, 8 9 7	—
1 1 月	7 9, 1 7 6	—
1 2 月	1 0 2, 3 5 6	—
令和 5 年 1 月	5 3, 0 3 2	—
2 月	1 3, 1 8 1	—
3 月	5, 9 4 4	—
4 月	5, 0 1 1	—
5 月	1, 6 4 6	—

※1 厚生労働省 HP データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－ 新規陽性者数の推移（日別）より（令和 5 年 5 月 8 日まで）。

※2 令和 4 年 9 月 3 日より宮城県から市町村ごとの感染者数は公表されないこととなったため、角田市の感染者数は令和 4 年 9 月 2 日公表分までのもの。

Ⅲ 本市の対応等

(1) WHO・国・宮城県の主な動き

期日	WHO等	国	宮城県
令和元年12月30日	・中国武漢市衛生当局が中国湖北省武漢市での原因不明肺炎の発生を発表		
令和2年1月1日	・WHOが中国に対して原因不明肺炎の情報提供を求める		
令和2年1月5日	・国際保健規則に基づき世界に武漢市のクラスターの発生を公表		
令和2年1月6日		・厚生労働省より各都道府県・保健所設置、特別区衛生主管部(局)並びに日本医師会に対して「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」事務連絡	
令和2年1月15日		・国内で初の感染者を確認	
令和2年1月21日	・ヒトからヒトへの感染がみられることを公表	・新型コロナに関連した感染対策に関する関係閣僚会議(1回)	
令和2年1月22日		・自治体に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について協力を依頼	
令和2年1月23日	・中国武漢市の閉鎖を決定	・内閣官房にて「新型コロナウイルスに関連した感染対策に関する対応について」ポータルサイト開設	
令和2年1月24日		・新型コロナに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議(第2回)	
令和2年1月27日			・宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「県対策本部」という。)設置 ・県対策本部会議(第1回)
令和2年1月28日		・新型コロナウイルス感染症を、感染症法に基づく「指定感染症」(二類相当)として定める等の政令制定(2/1施行) ・新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口開設	
令和2年1月29日		・新型コロナウイルスに係る厚生労働省健康フォローアップセンター設置	・感染症対策委員会専門部会
令和2年1月30日	・「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言	・新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「国対策本部」という。)設置 ・国対策本部会議(第1回) ・新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会(以下「国対策幹事会」という。)(第1回)	・相談窓口設置(管轄保健所内)
令和2年1月31日		・国対策本部会議(第2, 3回)	・県対策本部幹事会(第1回)
令和2年2月1日		・国対策本部会議(第4回) ・中国湖北省に滞在歴がある外国人等を対象に上陸拒否とする措置を開始	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年2月2日		・香港からダイヤモンド・プリンセス号の乗客が新型コロナウイルスに罹患の報告	
令和2年2月3日		・感染者発生が確認されたダイヤモンド・プリンセス号が横浜に入港し、海上において検疫開始	
令和2年2月4日		・さっぽろ雪まつり(2月4日～11日)関連でクラスター発生	・新型コロナに関するコールセンター(以下「コロナコールセンター」という。)開設(県・市共同)
令和2年2月5日		・国対策本部会議(第5回)	
令和2年2月6日		・国対策本部会議(第6回)	
令和2年2月9日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について」通知	
令和2年2月10日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染者患者等の入院患者の受入れについて」通知	
令和2年2月11日	・新型コロナウイルス感染症の正式名称「COVID19」を発表		
令和2年2月12日		・国対策本部会議(第7回)	
令和2年2月13日	・流行地域に湖北省のほかに、浙江省が追加	・国対策本部会議(第8回) ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(財政措置総額153億円)を決定 ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令等について(施行通知)」通知(2/14施行) ・国内初の感染による死者が発生(神奈川県80代日本人女性)	
令和2年2月14日		・国対策本部会議(第9回) ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置 ・新型コロナウイルス感染症対策専門会議を設置(以降、随時「状況分析・提言」を公表)	
令和2年2月16日		・国対策本部会議(第10回) ・専門家会議(第1回)	
令和2年2月17日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」通知	
令和2年2月18日		・国対策本部会議(第11回) ・総務省が、関係団体、地方公共団体にてテレワークなど柔軟な働き方への配慮を依頼する文書を発出	
令和2年2月19日		・専門家会議(第2回)	
令和2年2月21日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について」通知	・県対策本部会議(第2回)
令和2年2月22日			・コロナコールセンターを24時間体制に移行
令和2年2月23日		・国対策本部会議(第12回)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年2月24日		・専門家会議(第3回)	
令和2年2月25日		・国対策本部会議(第13回) ・国対策本部幹事会(第2回) ・厚生労働省が、新型コロナウイルス クラスター対策班を設置、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について(周知)」を发出 ・「新型コロナウイルスにより亡くなった方の火葬等の取扱いについて」通知	
令和2年2月26日		・国対策本部会議(第14回) ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター(集団)対策について(依頼)」、「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について(注意喚起)」通知 ・全国規模のイベント中止、延期、規模縮小等の対応を要請	
令和2年2月27日		・国対策本部会議(第15回)	・県主催イベント、会議等の考え方策定
令和2年2月28日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関する医療機関、社会福祉施設等の対応について」通知 ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」通知	
令和2年2月29日		・専門家会議(第4回、持ち回り開催)	・県内初の感染者確認 ・県対策本部会議(第3回)
令和2年3月1日		・国対策本部会議(第15回) ・横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号のすべての乗客、乗員の下船完了	
令和2年3月2日		・専門家会議(第5回、持ち回り開催) ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について(注意喚起)」通知 ・新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について(依頼)」通知	
令和2年3月3日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に係る献血血液の安定的な確保のための対応について」通知	
令和2年3月4日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」通知	
令和2年3月5日		・国対策本部会議(第17回)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年3月6日		・厚生労働省「新型コロナウイルスの感染者数が大幅に増えた時に備えた利用提供体制等の検討について(依頼)」通知	
令和2年3月7日	・感染者が世界全体で10万人超え発表	・国対策本部会議(第18回)	
令和2年3月9日	・アメリカ各地で非常事態宣言	・専門家会議(第6回)	
令和2年3月10日		・国対策本部会議(第19回) ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(財政措置4,308億円、金融措置1.6兆円)を決定 ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保険料等の取扱いについて」通知	
令和2年3月11日	・新型コロナウイルス感染症についてパンデミックとみなす	・厚生労働省「帰国者・接触者相談センターの運営について」、「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて」通知	
令和2年3月13日		・新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正	
令和2年3月14日	・アメリカで、国家非常事態宣言		
令和2年3月17日	・中国以外の感染者数が中国を上回る	・専門家会議(第7回、持ち回り開催) ・厚生労働省「「新型コロナウイルス感染症診療の手引き・第1版」の周知について」、「新型コロナウイルス感染症感謝の自宅での安静・療養について」通知	
令和2年3月18日		・国対策本部会議(第20回) ・生活不安に対応するための緊急措置を決定	
令和2年3月19日		・専門家会議(第8回) ・専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表 ・欧州などからの入国者2週間の待機要請を決定	
令和2年3月20日	・新型コロナウイルス感染者20万人超える	・国対策本部会議(第21回)	
令和2年3月21日	・ブラジルで非常事態宣言		
令和2年3月23日	・ワクチン開発は最短で1年かかるとの見解発表	・国対策本部会議(第22回)	
令和2年3月24日	・インド国内のほぼ全域で外出制限 ・世界の感染者30万人超える	・第32回オリンピック競技大会・東京2020パラリンピック競技大会の延期を決定	
令和2年3月26日	・タイ全土に非常事態宣言	・特措法第15条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染対策本部を設置(設置期間:令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間) ・国対策本部会議(第23回) ・専門家会議(第9回、持ち回り開催)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年3月28日		・国対策本部会議(第24回) ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定(以降、随時改定)	
令和2年3月29日			・県対策本部会議(第4回)(法定本部へ移行) ・宮城県危機管理対策本部(以下「県危機対策本部」という。)会議(第1回)
令和2年3月31日	・メキシコで非常事態宣言	・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否(対象:73の国と地域) ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた健康増進事業の柔軟な実施について」通知	
令和2年4月1日		・国対策本部会議(第25回) ・専門家会議(第10回) ・厚生労働省「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」通知	・コロナコールセンター増設
令和2年4月2日	・世界の感染者80万人超える	・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」通知	
令和2年4月3日	・ヨーロッパの死者の95%以上が60歳以上だとし、高齢者は重症化する危険性が高いと警鐘		・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長と共同会見を開催し、緊急メッセージを発信
令和2年4月4日			・陸上自衛隊東北方面総監に派遣を要請(PCR検査の支援)
令和2年4月6日		・国対策本部会議(第26回)	・県立中学校・高等学校を4/14まで、特別支援学校を4/19まで臨時休校することを決定
令和2年4月7日		・国対策本部会議(第27回) ・基本的対処方針変更 ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策閣議決定 ・都道府県に特措法第32条に基づく緊急事態宣言発出(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県、期限:5月6日)	
令和2年4月8日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について」通知	
令和2年4月9日			・県対策本部会議(第5回) ・県危機対策本部会議(第2回)
令和2年4月10日		・厚生労働省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」通知	・市町村長会議

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年4月11日		・国対策本部会議(第28回) ・基本的対処方針変更	
令和2年4月13日			・陸上自衛隊東北方面總監に派遣を要請(PCR検査の支援) ・県立学校の休校措置を5/6まで延長することを決定
令和2年4月14日		・厚生労働省「布製マスクの一住所あたり2枚の配布について」、「宿泊療養を伴う施設におけるパルスオキシメーターの配備について」通知	
令和2年4月16日	・世界の感染者200万人超える	・国対策本部会議(第29回) ・基本的対象方針変更 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県以外、期限:4/16～5/6とする)	・県内初の宿泊療養施設をしないに開設市、患者受入開始
令和2年4月17日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について」通知	・県対策本部会議(第6回) ・県危機対策本部会議(第3回) ・宮城県全域に緊急事態措置(外出自粛要請、催物開催自粛要請)
令和2年4月20日		・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(国費33.9兆円、事業規模117.1兆円)を決定(4月7日の決定を変更) ・特別定額給付金事業の実施を発表 ・「特別定額給付金(仮称)事業の実施について」通知 ・総務省に「特別定額給付金実施本部」設置 ・国内累計感染者数1万人超える	・陸上自衛隊東北方面總監に派遣を要請(PCR検査の支援) ・農業資金制度特例措置での対応開始
令和2年4月21日		・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保証等について」通知	・県対策本部会議(第7回) ・県危機対策本部会議(第4回) ・遊興施設、商業施設等に4/25から5/6まで休業要請 ・ドライブスルー方式のPCR検査体制採取を仙台市内(東北大学病院臨時診療所)で開始 ・「緊急事態宣言後の保育所等の対応について(依頼)」通知 ・「緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について(依頼)」通知
令和2年4月22日		・国対策本部会議(第30回) ・専門家会議(第11回)	・市町村長会議 ・宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について発表
令和2年4月23日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について」通知	
令和2年4月24日		・国対策本部会議(第31回)	・東北6県知事・仙台市長・新潟県知事・新潟市長による東北・新潟緊急共同宣言

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年4月27日		・国対策本部会議(第32回) ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について」通知 ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と運動・スポーツの実施について」通知	・県対策本部幹事会(第2回)
令和2年4月28日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る保健所から医療機関への個人情報の共有の際の取扱いについて」通知	・県、市、河北新報共同で感染拡大防止キャンペーン(5/14まで)
令和2年4月29日		・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否(14か国追加、計87か国)	・県立学校の休校措置を5/10まで延長することを決定 ・県教育委員会「新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業の延長等について」通知
令和2年4月30日		・特別定額給付金対応予算成立 ・「新型コロナウイルス感染症等の影響に関するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」成立・施行	
令和2年5月1日		・専門家会議(第12回) ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」通知 ・持続化給付金の申請受付開始 ・特別定額給付金オンライン申請受付開始	・宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給の開始
令和2年5月4日		・国対策本部会議(第33回) ・基本的対処方針変更 ・専門家会議第13回 ・厚生労働省「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について(事務連絡)」通知 ・緊急事態措置の期間変更(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県以外:期限:~5/31)	
令和2年5月5日			・県対策本部会議(第8回) ・県危機対策本部会議(第5回) ・県立学校の休校措置を5/31まで延長することを決定
令和2年5月7日		・新型コロナウイルス治療薬(レムデシビル)の特例承認	
令和2年5月8日			・知事と事業者との意見交換会 ・東北6県知事・仙台市長・新潟県知事・新潟市長による東北・新潟共同メッセージ
令和2年5月14日		・国対策本部会議(第34回) ・基本的対処方針変更 ・専門家会議(第14回) ・緊急事態宣言の区域変更(北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県を解除)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年5月15日	・世界の死者30万人超える	・専門家会議(第15回) ・専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表	・県対策本部会議(第9回) ・県危機対策本部会議(第6回)
令和2年5月16日		・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否(13か国追加、合計100か国) ・緊急事態宣言の期間変更(北海道、京都府の2道府、期限:～5/31)	
令和2年5月21日	・感染確認者が世界で500万人超える	・国対策本部会議(第35回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言の区域変更(京都府、大阪府、兵庫県を解除)	
令和2年5月22日		・日本銀行、中小企業等の資金繰り支援のための「新たな資金供給手段」の導入を決定 ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」策定	
令和2年5月25日		・国対策本部会議(第36回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言の全面解除	・みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)の運用を開始・県内7市1町から無作為抽出した3,000人を対象に抗体検査の協力を依頼(通知発送)
令和2年5月26日			・県対策本部会議(第10回) ・県危機対策本部会議(第7回)
令和2年5月27日		・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否(11か国追加、合計111か国)	
令和2年5月29日		・専門家会議(第15回)	
令和2年6月4日		・国対策本部会議(第37回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告を公表	
令和2年6月8日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校等における感染症発生状況の把握について(協力依頼)」通知	
令和2年6月12日		・専門家会議(第16回、持ち回り開催) ・令和2年度補正予算(第2号)成立	
令和2年6月16日		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」改訂(Ver.2)	
令和2年6月18日		・国対策本部会議(第38回)	・県対策本部幹事会(第3回)
令和2年6月19日	・世界の1日当たりの感染者が世界全体で15万人超えと最多を記録	・専門家会議(第17回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)利用開始 ・都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全面緩和	
令和2年6月22日		・Go Toトラベル事業の開始	・宮城県中小企業等再起支援事業補助金申請受付開始

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年6月26日		・文部科学省「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について」通知	
令和2年6月28日		・「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定(検査体制、医療提供体制の確保・拡充等)	
令和2年6月29日		・国対策本部会議(第39回、持ち回り開催) ・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否(18か国追加、合計146か国)	
令和2年6月30日			・新型コロナに対応した避難所運営ガイドライン策定
令和2年7月1日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る体制整備について(管内市町村及び関係機関との連携強化)」通知	
令和2年7月3日		・国対策本部会議(第40回) ・専門家会議を廃止し、新型コロナウイルス感染症対策分科会(以下「新型コロナ対策分科会という。」)を設置	
令和2年7月6日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第1回)開催	
令和2年7月7日			・仙台・みやぎ絆の宿キャンペーン(第1弾)開始
令和2年7月8日		・厚生労働省「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」通知	・宮城、山形両県が医療体制の構築や地域経済の回復に向けた「共同宣言」を発表
令和2年7月13日			・県対策本部会議(第11回) ・県危機対策本部会議(第8回) ・みやぎアラート運用開始
令和2年7月16日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第2回)	
令和2年7月17日			・県知事・市長による緊急メッセージ
令和2年7月19日	・「密集」「密接」「密閉」を意味する英語の頭文字を取って「3つのCを避けよう」と呼びかけ		
令和2年7月21日			・県議会臨時会(7/22まで)
令和2年7月22日		・国対策本部会(第41回) ・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第3回) ・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否(17か国追加、合計146か国) ・国内需要回復策の一環としてGOTOトラベルキャンペーン開始(東京都発着除く)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年7月29日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」通知	
令和2年7月31日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第4回)	・県対策本部会議(第12回) ・県危機対策本部会議(第9回)
令和2年8月6日		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」改訂(Ver.3)	
令和2年8月7日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第5回)	・みやぎアラートレベル切替(2→3)
令和2年8月24日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第7回)	
令和2年8月25日	・中国で国内開発中のワクチンを医療従事者らに緊急投与		
令和2年8月28日		・国対策本部会議(第42回) ・厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組(検査体制、医療提供体制の確保・拡充等)」を決定	・県対策本部会議(第13回) ・県危機管理対策本部会議(第10回)
令和2年9月1日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する外国語対応ホームページの開設について」通知	・仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン開始(令和3年1月31日チェックアウト分まで)
令和2年9月3日		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」改訂(Ver4)	
令和2年9月4日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第8回)	
令和2年9月10日			・県知事・市長による共同メッセージ
令和2年9月11日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第9回)	
令和2年9月13日			・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長による共同メッセージ
令和2年9月16日			・県対策本部会議(第14回) ・県危機対策本部会議(第11回)
令和2年9月18日	・世界の感染者が累計で3,000万人超える		・宮城県緊急警報を発令
令和2年9月25日		・国対策本部会議(第43回) 新型コロナウイルス感染症対策分科会(第10回)	
令和2年9月29日	・世界の死者100万人超える		
令和2年10月1日	・世界各国に新型コロナウイルスのワクチンを公平に届けるための枠組みに日本を含む167の国と地域が正式に参加したことを発表	・Go Toトラベルキャンペーンの東京発着分も対象へ ・Go To Eatキャンペーン事業開始	
令和2年10月12日			・新型コロナに関する人権相談窓口「みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル」を設置
令和2年10月15日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第11回)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年10月23日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第12回) ・厚生労働省「新型コロナウイルスワクチン接種確保事業の実施について」通知 ・出入国制限の一部緩和(中長期滞在者対象)	
令和2年10月24日		・新型コロナを指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等の施行	
令和2年10月27日		・厚生労働省「大規模イベントに係るクラスター対策について」通知	
令和2年10月29日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第13回)	
令和2年10月30日		・国対策本部会議(第44回)	
令和2年11月1日		・外国人の上陸拒否に係る対象について計9か国・地域を除外	
令和2年11月4日			・県対策本部会議(第15回) ・県危機対策本部会議(第12回) ・新型コロナ対策について助言する保育施設専用の相談窓口を設置
令和2年11月5日			・コロナコールセンターを「受診・相談センター」へ位置づけ変更 ・みやぎアラートに代わる新指標を採用
令和2年11月9日	・世界の感染者数5,000万人超える	・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第14回、持ち回り開催)	・県内のクラスター発生増加を受け、宮城県緊急警報を発令
令和2年11月10日	・ファイザーがワクチン「90%超の予防効果」と暫定結果発表	・国対策本部会議(第45回)	・せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン(第2弾)開始(11月13日宿泊分から令和3年1月31日チェックアウト分まで)
令和2年11月12日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第15回) ・催物の開催制限を令和3年2月末まで継続する方針を決定	
令和2年11月16日	・米モデルナがコロナワクチン「94.5%の有効性」と暫定結果発表	・国対策本部会議(第46回)	
令和2年11月17日		・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設について」通知	
令和2年11月19日			・県医師会が「医療危機的状況宣言」を発表
令和2年11月20日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第16回)	・県対策本部幹事会(第4回)
令和2年11月21日		・国対策本部会議(第47回)	
令和2年11月24日		・「Go Toトラベル」事業について、札幌市、大阪市を目的地とする旅行の事業の一時停止	
令和2年11月25日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第17回)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年11月27日		・国対策本部会議(第48回) ・「Go Toトラベル」事業について、札幌市、大阪市を目的地とする旅行の自粛要請	
令和2年11月30日			・県対策本部会議(第16回) ・県危機対策本部会議(第13回)
令和2年12月2日	・イギリスがファイザー製ワクチンの承認を発表	・予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が成立(12月9日公布・施行)	
令和2年12月3日		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」改訂(Ver.5)	
令和2年12月5日	・ロシアのモスクワでワクチンの大規模接種開始		
令和2年12月8日	・イギリスでワクチンの接種開始	・国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(国費30.6兆円、事業規模73.6兆円)を閣議決定	
令和2年12月10日		・文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」通知	・県医療調整本部設置
令和2年12月11日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第18回)	・第5回県対策本部幹事会
令和2年12月14日	・アメリカでファイザー製のワクチン接種開始	・国対策本部会議(第49回) ・Go Toトラベル事業を全国一斉停止について公表(12/28～R3/1/11)	
令和2年12月16日			・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長による宮城県新型コロナウイルス危機宣言 ・せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン、仙台・宮城すずめのお宿キャンペーンを12月28日から令和3年1月11日まで一時停止とすることを発表
令和2年12月18日		・厚生労働省による自治体向け説明会「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」実施 ・米ファイザーが厚生労働省にワクチンを承認申請	
令和2年12月21日	・南極チリ基地で36人感染確認。感染はこれで全大陸拡大		・Go To Eatキャンペーン事業プレミアム付き食事券の販売を12月28日から令和3年1月11日まで一時停止することを発表
令和2年12月23日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)	・県対策本部会議(第17回) ・県危機対策本部会議(第14回) ・県知事・市長による共同記者会見 ・慎太コロナの拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請(第1弾)(12月28日午後10時から令和3年1月12日午前5時まで)

期日	WHO等	国	宮城県
令和2年12月25日		・日本の空港検疫の陽性検体(5名)から、英国で報告された変異株が初めて確認	
令和2年12月26日		・外国人の新規入国を12月28日から令和3月末日まで停止することを決定	
令和2年12月28日		・国対策本部会議(第50回) ・Go Toトラベル事業の全国一斉停止	・営業時間短縮要請に係る状況確認調査実施(令和3年1月15日、22日、2月2日も実施)
令和2年12月30日	・シンガポールで医療従事者にワクチン接種開始		
令和3年1月5日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第20回)	
令和3年1月7日	・「ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディシン」がワクチン接種によるアナフィラキシー症状は10万人に1人とする総説を掲載	・国対策本部会(第51回) ・基本的対処方針変更	
令和3年1月8日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第21回) ・緊急事態宣言(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)の4都県、期間:1/7～2/7)	・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「地域の感染レベル」を「2」に変更
令和3年1月9日			・県対策本部会議(第18回) ・県危機対策本部会議(第15回) ・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長・東北大学病院長による共同記者会見 ・新型コロナの拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請(第2弾)(協力要請を1月27日午前5時まで延長) ・外出自粛(特定都道府県への不要不急の移動自粛)要請(1月9日から2月7日まで)
令和3年1月13日		・国対策本部会議(第52回) ・基本的対象方針変更	・県市長会・県医師会・県商工会議所連合会など計28団体で「ストップ!コロナ差別」共同宣言
令和3年1月14日		・緊急事態宣言の区域変更(愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、栃木県の7府県を追加、期限:2/7)	
令和3年1月15日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第22回)	・感染拡大防止及び営業時間短縮の協力要請に係る街頭呼びかけを実施
令和3年1月16日	・インドでワクチン接種開始		
令和3年1月22日		・国対策本部会議(第53回)	
令和3年1月23日			・県対策本部会議(第19回) ・県危機対策本部有会議(第16回)
令和3年1月25日			・保健福祉部に「ワクチン接種チーム」を新設
令和3年1月27日	・世界の感染者1億人超える		
令和3年1月28日		・令和2年度補正予算(第3号)が成立	

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年1月29日			・感染拡大防止及び営業時間短縮の協力要請に係る街頭呼びかけを実施
令和3年2月2日		・国対策本部会議(第54回) ・基本的対処方針変更 ・新型コロナウイルス対策分科会(第23回) ・緊急事態宣言の期間延長(期限:2/8～3/7)	
令和3年2月3日		・まん延防止等重点措置の創設などを含む、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法の改正法案が成立・公布(13日施行)	
令和3年2月5日			・県対策本部会議(第20回) ・県危機対策本部会議(第17回) ・県知事・市長による共同記者会見
令和3年2月6日	・ワクチンの接種が始まっていない国は130か国と発表		
令和3年2月8日		・緊急事態宣言の区域変更(栃木県を解除)	
令和3年2月9日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第24回)	
令和3年2月12日		・国対策本部会議(第55回) ・基本的対処方針変更	
令和3年2月13日		・改正特措法・同施行令施行	
令和3年2月14日		・ファイザー製ワクチンを特例承認	
令和3年2月17日		・医療従事者等向けにワクチンの先行接種開始	
令和3年2月19日			・県対策本部幹事会(第6回)
令和3年2月22日	・パレスチナのガザ地区でワクチン接種開始		
令和3年2月23日	・新型コロナ変異ウイルスは「100超の国や地域に拡大」とする報告書を公表 ・アメリカの死者50万人超える		
令和3年2月25日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第25回)	
令和3年2月26日		・国対策本部会議(第56回) ・基本的対処方針変更	
令和3年3月1日		・緊急事態宣言の区域変更(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、4都県、期限:3/1～) ・文部科学省「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」通知	
令和3年3月5日		・国対策本部会議(第57回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態措置の期間変更(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、4都県、期限:～3/21)	・県対策本部会議(第21回) ・県危機対策本部会議(第18回) ・県知事・市長・県医師会副会長・市医師会会長による共同記者会見

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年3月18日		・国対策本部会議(第58回) ・基本的対処方針変更	・県知事・市長による共同記者会見 ・県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)を发出(3/18～4/11) ・感染拡大防止及び営業時間短縮の協力要請に係る街頭呼びかけを実施
令和3年3月21日		・新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了	・県対策本部会議(第22回) ・県危機対策本部会議(第19回) ・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長・東北大学病院長・県感染症対策委員長による共同記者会見 ・新型コロナの拡大防止に向けた営業時間の短縮の協力要請(第4弾)(仙台市全域で3月25日午後9時から4月12日午前5時まで)
令和3年3月22日		・緊急事態宣言の解除(首都圏)	
令和3年3月25日			・仙台中心市街地(中央1丁目から3丁目、一番町4丁目、国分町1丁目から3丁目)飲食店従業員PCR検査の受付開始(受付期間:4月2日まで)
令和3年3月30日			・国分町・一番長エリア飲食店営業時間短縮の要請対応状況調査(4月5日まで)(4月5にちは泉中央区も実施)
令和3年4月1日		・国対策本部会議(第59回) ・基本的対処方針分科会(第1回) ・基本的対処方針変更 ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示	
令和3年4月2日			・感染拡大防止及び営業時間短縮の協力要請に係る街頭呼びかけを実施
令和3年4月3日			・県対策本部会議(第23回) ・県危機対策本部会議(第29回) ・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長・東北大学病院長による共同記者会見 ・宮城県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)の期間を5月5日まで延長 ・まん延防止措置の適応に係る仙台市内の食品衛生法の営業許可を取得している飲食店及び、仙台市を除く県内全域の接待を伴う飲食店(カラオケ店等を含む)に対して営業時間短縮の協力要請(第5期)(4月5日午後8時から5月6日午前5時まで)
令和3年4月5日		・まん延防止等重点措置実施(宮城県、大阪府、兵庫県3府県、期限:～5/5)	・まん延防止措置区域内の感染防止対策要請への対応状況調査 ・営業時間短縮要請への対応状況調査を開始(6月13日まで)
令和3年4月8日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第1回)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年4月9日		・国対策本部会議(第60回) ・基本的対処方針分科会(第2回) ・基本的対処方針変更	
令和3年4月10日		・国内累計感染者数50万人超える	
令和3年4月12日		・高齢者向けワクチン接種開始 ・まん延防止等重点措置の区域変更(東京都、京都府、沖縄県を追加、期限:東京都～5/11、京都府・沖縄県～5/5)	
令和3年4月13日	・世界全体の死者数累計300万人超える	・厚生労働省「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保について」通知	
令和3年4月15日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第2回)	
令和3年4月16日		・国対策本部会議(第61回) ・基本的対処方針分科会(第3回) ・基本的対処方針変更	
令和3年4月20日		・まん延防止等重点措置の区域変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県の4県を追加、期限:～5/11) ・国内で初めてデルタ株を確認	
令和3年4月23日		・国対策本部会議(第62回) ・基本的対処方針分科会(第4回) ・基本的対処方針変更	・宮城県内において感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査を開始
令和3年4月24日		・まん延防止等重点措置の区域変更(京都府、大阪府、兵庫県の3府県を解除)	
令和3年4月25日		・緊急事態宣言(東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県、期限:～5/11) ・まん延防止等重点措置の区域変更(愛媛県を追加、期限:～5/11) ・まん延防止等重点措置の期限変更(宮城県、沖縄県、期限:5/11)	
令和3年4月26日			・東北6県知事・仙台市長・新潟県知事・新潟市長による東北・新潟共同メッセージ
令和3年4月27日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第3回、持ち回り開催)	・県対策本部会議(第24回) ・県危機対策本部会議(第21回) ・県知事・市長・市医師会会長・県医療調整本部長・県感染症対策委員長による共同記者会見 ・宮城県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)の期間を5月11日まで延長 ・まん延防止措置の期間の延長に伴い、営業時間短縮等の要請内容を5月12日午前5時まで継続(第5期延長)
令和3年4月28日		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」改訂(Ver.6)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年4月30日	・世界の感染者数1億5,000万人超える	・「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について」通知 ・国内累計死者数10,000人超える	
令和3年5月7日		・国対策本部会議(第63回) ・基本的対処方針分科会(第5回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言の期間変更(東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県、期限:~5/31) ・まん延防止等重点措置の期間変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、沖縄県の5県、期限:5/31)	・まん延防止措置に基づく命令の実施
令和3年5月8日			・県対策本部会議(第25回) ・県危機対策本部会議(第22回) ・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長・県医療調整本部長による共同記者会見 ・まん延防止措置の解除に伴う経過措置としてリバウンドに伴う経過措置としてリバウンド防止徹底期間を決定(5月12日から5月31日まで) ・宮城県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)の期間を5月31日まで延長 ・仙台市内のすべての飲食店等への営業時間短縮要請から、接待を伴う飲食店等及び酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請へ移行(第6期)(5月12日午後8時から6月1日午前5時まで) ・仙台市を除く県内全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮の要請を終了 ・まん延防止措置(特措法第31条の6第3項)に基づく命令の現地確認を実施(8日から11日)
令和3年5月9日		・まん延防止等重点措置の区域変更(北海道、岐阜県、三重県の3道県を追加、期限:~5/31)	
令和3年5月11日		・まん延防止等重点措置の区域変更(宮城県、愛知県の2県を解除)	
令和3年5月12日	・インドで爆発的な感染拡大続く ・世界の1日の死者数過去最多の4,200人超えに	・緊急事態宣言の区域変更(愛知県、福岡県を追加、期限:~5/31)	
令和3年5月13日			・感染拡大防止及び営業時間短縮の協力要請に係る街頭呼びかけを実施
令和3年5月14日		・国対策本部会議(第64回) ・基本的対処方針分科会(第6回) ・基本的対処方針変更	・まん延防止措置(特措法第80条)に基づく過料に関する地裁への通知
令和3年5月15日		・まん延防止等重点措置の区域変更(北海道を解除)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年5月16日		・緊急事態宣言の区域変更(北海道、岡山県、広島県の3道県を追加、期限:~5/31) ・まん延防止等重点措置の区域変更(群馬県、石川県、熊本県の3県の3県追加、期限:~6/13)	
令和3年5月19日		・国対策本部会議(第65回、持ち回り開催)	
令和3年5月21日		・国対策本部会議(第66回) ・基本的対処方針分科会(第7回) ・基本的対処方針変更 ・モデルナとアストラゼネカ製ワクチンを特例承認	・「選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」を創設、受付開始 ・東北大学ワクチン接種センター(県・市と共同設置)の受付開始
令和3年5月22日		・まん延防止等重点措置の区域変更(愛媛県、沖縄県の2県を解除)	
令和3年5月23日		・緊急事態宣言の区域変更(沖縄を追加、期限:~6/20) ・まん延防止等重点措置の期間変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、の5県、期限:5/31、群馬県、石川県、熊本県の3県、期限:6/13)	
令和3年5月24日	・アメリカで日本に関する渡航情報を最も厳しい「渡航中止の勧告」に引き上げ	・自衛隊大規模接種センターでのワクチン接種開始 ・ジョンソン・エンド・ジョンソン製ワクチンを特例承認	・東北大学ワクチン接種センター(県・市と共同設置)の接種開始
令和3年5月25日			・感染拡大防止及び営業時間短縮の協力要請に係る街頭呼びかけを実施
令和3年5月28日		・国対策本部会議(第67回) ・基本的対処方針分科会(第8回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言の期間変更(北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の10都道府県、期限:~6/20)	・県対策本部会議(第26回) ・県危機対策本部会議(第23回) ・県知事・市長・県医療調整本部長・県感染症対策委員長による共同記者会見 ・宮城県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)の発出及びリバウンド防止徹底期間を6月13日まで延長 ・仙台市内の接待を伴う飲食店等及び酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請を、青葉区のみ継続(第7期)(6月1日午後9時から6月14日午前5時まで)
令和3年6月1日	・変異した新型コロナウイルスについて、地名ではなくギリシャ文字による呼称を使うよう、各国政府などに奨励	・ファイザー製ワクチンの接種対象を12歳以上に拡大	
令和3年6月4日			・感染症再拡大防止に係る街頭呼びかけを実施
令和3年6月9日	・フランスが海外からの館顧客受け入れ再開		

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年6月10日		・国対策本部会議(第68回、持ち回り開催) ・基本的対処方針分科会(第9回、持ち回り開催) ・基本的対処方針変更 ・外国人観光客の一部入国再開	・県対策本部会議(第27回) ・県危機対策本部会議(第24回) ・県知事・市長による共同記者会見 ・県知事・市長による共同記者会見 ・宮城県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)を6月13日をもって終了、及びリバウンド防止徹底期間を7月11日まで延長することを決定 ・仙台市青葉区の接待を伴う酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請を6月14日午前5時をもって終了することを決定 ・みやぎ宿泊割キャンペーン宿泊前売り券プランの販売開始。5,000円の宿泊券を2,500円で販売(販売期間:令和3年8月31日まで。利用期間:令和3年10月1日から令和4年3月31日まで)
令和3年6月13日		・まん延防止等重点措置の区域変更(群馬県、石川県、熊本県の3県を解除)	
令和3年6月14日		・まん延防止等重点措置の期間変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県の5県、期限:~6/20)	
令和3年6月15日	・アメリカのニューヨーク州で、ほぼ制限を解除		
令和3年6月16日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第4回)	
令和3年6月17日		・国対策本部会議(第69回) ・基本的対処方針分科会(第10回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言の期間変更(期限:~7/11)	
令和3年6月20日		・緊急事態宣言の区域変更(北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県の9都道府県を解除) ・まん延防止等重点措置の区域変更(岐阜県、三重県の2県を解除)	
令和3年6月21日		・緊急事態宣言の区域変更(沖縄県のみ、期限:~7/11) ・まん延防止等重点措置の期間変更(埼玉県、千葉県、神川県の3県、期限:7/11) ・まん延防止等重点措置へ移行(北海道、東京都、愛知、京都府、大阪府、兵庫県、福岡の7都道府県、期限:~7/11) ・ワクチンの地域接種の開始	
令和3年7月6日	・新型コロナウイルスの重症患者に対して、関節リュウマチの治療薬「アクテムラ」「サリルマブ」などの投与を推奨すると新たな手引きを公表		

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年7月7日			・県対策本部会議(第28回n) ・県危機対策本部会議(第25回) ・リバウンド防止徹底期間を8月31日まで延長することを決定
令和3年7月8日	・アフリカ全体での新型コロナの1週間当たりの新規感染者数が最多を記録	・国対策本部会議(第70回) ・基本的対処方針分科会(第11回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言の期間変更(沖縄県、期限:~8/22)	
令和3年7月11日		・まん延防止等重点措置の区域変更(北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県6都府県を解除) ・まん延防止等重点措置の期間変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県、期限:8/22)	
令和3年7月12日		・緊急事態宣言の区域変更(東京を追加、期限:~8/22)	
令和3年7月14日		・厚生労働省「令和3年7月1日からの大雨に係る被害地域における感染症予防対策等について」通知	
令和3年7月15日			・令和3年度中小企業等再起支援事業補助金申請受付開始
令和3年7月16日			・県対策本部会議(第29回) ・県危機対策本部会議(第26回) ・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長・県医療調整副本部長・研感染症対策委員長による共同記者会見 ・仙台市内全域の接待を伴う酒類を提供する飲食店(「みやぎ飲食店コロナ対策認証店」は要請対象外)の営業時間短縮の協力要請(第8期)(7月21日午後9時から8月17日午前5時まで)
令和3年7月19日	・イギリスで、感染対策の規制をほぼ全廃		
令和3年7月21日	・韓国で新規感染者数が過去最多		・宮城県時短要請等関連事業者支援金申請受付開始
令和3年7月23日		・東京2020オリンピック競技大会開幕(~8/8)	
令和3年7月26日		・ワクチン接種証明書の申請受付開始	
令和3年7月29日			・感染症拡大防止及び営業時間短縮の協力要請に係る街頭呼びかけを実施
令和3年7月30日		・国対策本部会議(第71回) ・基本的対処方針分科会(第12回) ・基本的対処方針変更 ・緊急事態宣言の期間変更(東京都、沖縄県の2府県、期限:~8/31)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年8月1日		・まん延防止等重点措置の区域変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県を解除)	
令和3年8月2日		・緊急事態宣言の区域変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の4府県を追加、期限:~8/31) ・まん延防止等重点措置の区域変更(北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県の5道府県を追加、期限:8/2~8/31)	
令和3年8月5日	・世界の累計感染者数が2億人超える	・国対策本部会議(第72回) ・基本的対処方針分科会(第13回) ・基本的対処方針変更	
令和3年8月6日			・県知事・市長による共同記者会見
令和3年8月8日		・まん延防止等重点措置の区域変更(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県の8県を追加、期限:8/8~8/31)	
令和3年8月12日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第5回、持ち回り開催)	・県対策本部会議(第30回) ・県危機対策本部会議(第27回) ・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長・県医療調整本部長による共同記者会見 ・リバウンド防止徹底期間から、宮城県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)へ移行(8月12日から8月31日まで) ・仙台市内全域の接待を基なう酒類を提供する飲食店等への時短要請を9月1日午前5時まで延長(第9期)
令和3年8月17日		・国対策本部会議(第73回) ・基本的対象方針分科会(第14回) ・基本的対象方針変更 ・緊急事態宣言の期間変更(期限:~9/12)	
令和3年8月18日			・県対策本部会議(第31回) ・県危機対策本部会議(第28回) ・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長による共同記者会見 ・まん延防止措置の適応に係る県内の食品衛生法の営業許可を取得している全ての飲食店に対する営業時間短縮等の要請及び仙台市内の飲食店に対する酒類提供の終日停止の要請(8月20日午後8時から9月13日午前5時まで) ・飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等の要請及び仙台市内の施設に対する酒類提供の終日停止の要請を決定(8月20日午後8時から9月13日午前5時まで)

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年8月19日		・まん延防止等重点措置の対象地域変更(茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県の7府県を解除)	
令和3年8月20日		・緊急事態宣言の区域変更(茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県の7府県を追加、期限:~9/12) ・まん延防止等重点措置の区域変更(宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県の10県を追加、期限:~9/12) ・まん延防止等重点措置の期間変更(北海道、福島県、愛知県、滋賀県の4道県、期限:9/12)	
令和3年8月24日		・国対策本部会議(第74回、持ち回り開催) ・東京2020パラリンピック競技大会開幕(~9/5)	
令和3年8月25日		・国対策本部会議(第75回) ・基本的対処方針変更	
令和3年8月26日		・まん延防止等重点措置の区域変更(北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県の8道県を解除)	・県対策本部会議(第32回) ・県知事・市長・日本医師会常任理事・県医師会副会長による共同記者会見 ・緊急事態宣言区域への追加に伴い、営業時間短縮等の要請から、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請へ移行(第11期)(8月27日午前0時から9月13日午前0時まで) 飲食店以外の施設に対する酒類提供の終日停止要請を仙台市以外の施設へも拡大
令和3年8月27日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第6回、持ち回り開催) ・緊急事態宣言の区域変更(北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県の8道県を追加、期限:~9/12) ・まん延防止等重点措置の区域変更(高知県、滋賀県、長崎県、宮崎県の4県を追加、期限:~9/12) ・まん延防止等重点措置の期間変更(福島県、石川県、富山県、山梨県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県の8県、期限:9/12)	・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「地域の感染レベル」を「3」に変更
令和3年8月30日			・緊急事態宣言措置区域内の休業又は時短要請へ対応状況調査開始
令和3年8月31日			・東北6県知事・仙台市・新潟県知事・新潟市長による東北・新潟共同メッセージ
令和3年9月3日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第7回)	
令和3年9月8日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第8回)	・緊急事態宣言措置(特措法第45条第2項)に基づく命令の実施

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年9月9日		・国対策本部会議(第76回) ・基本的対処方針変更 ・ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方公表 ・新型コロナワクチン接種証明書の利用に関する基本的考え方について公表 ・緊急事態宣言の期間変更(北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県の19都道府県:期限:~9/30)	
令和3年9月10日		・文部科学省「現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学選抜等における配慮等について」通知	・県対策本部会議(第33回) ・県危機対策本部会議(第30回) ・県知事・市長による共同記者会見 ・まん延防止措置の適応に伴い、県内の食品衛生法の営業許可を取得している全ての飲食店(仙台市を除く県内全域の認証店は対象外)に対する営業時間短縮等の要請及び仙台市内の飲食店に対する酒類提供の終日停止の要請へ移行(第12期)(9月13日午前0時から10月1日午前5時まで) ・飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等の要請及び仙台市内の施設に対する酒類提供の終日停止の要請へ移行(9月13日午前0時から10月1日午前5時まで。ただし、認証店は午前11時から午後7時まで提供可)
令和3年9月12日		・まん延防止等重点措置の対象地域変更(富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県の6県を解除)	
令和3年9月13日		・緊急事態宣言の区域変更(宮城県、岡山県の2県を除外) ・まん延防止等重点措置の期間変更(福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の6県、期限:9/30) ・まん延防止等重点措置の区域変更(宮城県、岡山県の2県を追加、期限:9/30)	・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「地域の感染レベル」を「2」に変更
令和3年9月21日			・宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】申請受付開始
令和3年9月24日	・軽症者向けの抗体カクテル療法を始めて推奨	・東京パラリンピック開催(~9/5)	
令和3年9月25日			・まん延防止措置(特措法第31条の6第1項)に基づく命令の実施
令和3年9月27日		・抗原検査キットの薬局販売解禁	

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年9月28日		・国対策本部会議(第77回) ・基本的対象方針分科会(第17回) ・基本的対処方針変更	
令和3年9月29日			・県対策本部会議(第34回) ・県危機対策本部会議(第31回) ・県知事・市長・市医師会会長による共同記者会見 ・まん延防止措置の解除に伴い営業時間短縮等の要請を9月30日をもって終了することを決定 ・宮城県・仙台市緊急事態宣言(特措法に基づかない)を9月30日をもって終了とし、リバウンド防止徹底期間へ移行(10月1日から10月31日まで)
令和3年9月30日		・新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了 ・新型コロナウイルス感染症まん延防止措置の終了に関する公示	・緊急事態宣言措置(特措法第79条)に基づく過料に関する地裁への通知
令和3年10月1日			・宮城県時短要請等関連事業者市年金(8・9月分)申請受付開始
令和3年10月8日		・国対策本部会議(第78回、持ち回り開催)	
令和3年10月15日		・国対策本部会議(第79回)	・「認証店応援食事券」の販売開始 ・(宿泊促進キャンペーン)みやぎ宿泊割キャンペーン開始(期間:令和3年12月31日まで)(対象者:宮城県民)
令和3年10月22日			・まん延防止措置(特措法第31条の6第1項)に基づく命令の実施措置(特措法第80条)に基づく過料に関する地裁への通知
令和3年10月26日			・県対策本部会議(第35回) ・県危機対策本部会議(第32回) ・県副知事・市医師会会長による共同記者会見 ・リバウンド防止措置徹底期間を10月31日をもって終了することを決定
令和3年10月28日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第9回、持ち回り開催)	
令和3年11月1日	・新型コロナウイルスの死者が世界全体で500万人超える		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「地域の感染レベル」を「1」に変更
令和3年11月2日	・アメリカ疾病対策センターがファイザー製ワクチンについて5歳から11歳の子供についても接種を推奨すると発表		
令和3年11月4日	・イギリスで新型コロナウイルスの増殖を抑える飲み薬「モルスピラビル」を承認		

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年11月8日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第10回) ・ワクチン接種証明書保持者に対する入国後4日目からの行動制限の見直し ・外国人の新規入国規制の見直し	
令和3年11月12日		・国対策本部会議(第80回) ・「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組みの全体像」の決定(ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの強化等)	
令和3年11月16日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第11回)	
令和3年11月19日		・国対策本部会議(第80回) ・基本的対処方針分科会(第18回) ・基本的対処方針全面改訂 ・ワクチン・検査パッケージ制度要綱決定 ・コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(国費43.7兆円、事業規模78.9兆円)を閣議決定	
令和3年11月20日	・ヨーロッパ製薬品庁EMAが飲み薬「モルスピラビル」の使用を認める		
令和3年11月22日		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」改訂(Ver7)	・県対策本部会議(第36回) ・県危機対策本部会議(第33回)
令和3年11月25日	・南アフリカでワクチンの効果低下させる新たな変異ウイルスを発見		
令和3年11月26日	・南アフリカで検出された変異ウイルスを「オミクロン株」と命名し、「懸念される変異株」に指定	・内閣府「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」通知	
令和3年11月29日	・G7主要7か国が緊急の保健相会合を開催。今後も連携して対応にあたることなどを盛り込んだ共同声明を発表。		
令和3年11月30日		・全世界を対象に外国人の新規入国を原則停止 ・「オミクロン株」空港検査で国内初検出を公表	
令和3年12月1日		・国対策本部会議(第82回、持ち回り開催) ・ワクチン接種(3回目)の開始	
令和3年12月9日	・オミクロン株の重症化入院リスクはデルタ株より低い傾向と発表		
令和3年12月11日	・アメリカが新規感染者数1日平均10万人越える		
令和3年12月14日	・オミクロン株は世界のほとんどの国に拡大と発表		・みやぎ宿泊割キャンペーンの対象を岩手、秋田、山形の3件在住者にも拡大(利用期限を令和4年3月11日チェックアウト分まで延長)
令和3年12月20日		・ワクチン接種証明スマートフォンアプリ運用開始 ・令和3年度補正予算成立	

期日	WHO等	国	宮城県
令和3年12月23日			・ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業、感染拡大傾向時の一般検査事業に係る事業者登録開始
令和3年12月24日	・フランスやイタリアで感染急拡大。1日の感染者数が過去最多	・経口薬「モルヌピラビル」を特例承認	
令和3年12月25日	・イギリスで1日の感染者12万人超。3日連続で過去最多		
令和3年12月27日	・アメリカ疾病対策センターCDCが感染者の隔離期間を10日から5日に短縮すると発表		
令和3年12月29日	・欧米で新規感染者数過去最多		
令和3年12月31日			・県対策本部会議(第37回) ・県危機対策本部会議(第34回) ・感染拡大傾向時の一般検査事業に係る無料検査の実施を決定
令和4年1月1日			・感染拡大傾向時の一般検査事業に係る無料検査開始
令和4年1月3日	・アメリカで新規感染者1日当たり100万人を超える		
令和4年1月5日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」通知	
令和4年1月7日	・オミクロン株の1週間当たりの世界の新規感染者過去最多952万人と発表	・国対策本部会議(第83回) ・基本的対処方針分科会(第19回) ・基本的対処方針変更 ・厚生労働省「自宅療養又は宿泊療養中等の医師によるオンライン診療等について(周知)」通知 ・新型コロナウイルス感染症まん延防止重点措置に関する公示	
令和4年1月9日		・まん延防止等重点措置実施(広島県、山口県、沖縄県の3県、期限:~1/31)	
令和4年1月11日	・インドで外国からのすべての入国者に隔離措置開始	・厚生労働省「布マスクの配布希望の申し出に係る申し出期限の延長等について」通知	
令和4年1月12日		・厚生労働省「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」通知	
令和4年1月14日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて(その6)」、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について」通知	・県対策本部会議(第38回) ・県危機対策本部会議(第35回) ・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「地域の感染レベル」を「2」に変更
令和4年1月19日		・国対策本部会議(第84回) ・基本的対処方針分科会(第20回) ・基本的対処方針変更	
令和4年1月20日		・厚生労働省「高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」通知	

期日	WHO等	国	宮城県
令和4年1月21日		・新型コロナワクチン接種対象者に5歳から11歳までを追加承認 ・まん延防止等重点措置の区域変更(群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の12都県を追加、期限:~2/13)	
令和4年1月24日			・県知事・市長による共同記者会見
令和4年1月25日	・フランスの感染確認が過去最多50万人越	・国対策本部会議(第85回) ・基本的対処方針分科会(第21回) ・基本的対処方針変更 ・まん延防止等重点措置の期間変更(広島県、山口県、沖縄県の3県、期限:2/20)	
令和4年1月27日		・まん延防止等重点措置の区域変更(北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県の18道府県を追加、期限:~2/20)	・みやぎ宿泊割キャンペーンの秋田県民の新規予約停止・山形県民の新規及び既存予約の停止
令和4年1月28日	・イギリスで感染者減で屋内公共施設でのマスク着用義務など撤廃 ・韓国で新規感染者1万7,542人で過去最多	・厚生労働省「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」通知	
令和4年1月30日			・県対策本部会議(第39回) ・県危機対策本部会議(第36回) ・緊急特別要請の実施(2月1日から2月28日まで)
令和4年2月2日	・北京冬期オリンピック開催(~2/20)		
令和4年2月3日		・国対策本部会議(第86回) ・基本的対処方針分科会(第22回、持ち回り開催) ・基本的対処方針変更	
令和4年2月4日		・新型コロナ対策分科会(第12回) ・文部科学省「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」、「教職員の新型コロナワクチンの追加接種について」通知	
令和4年2月5日		・まん延防止等重点措置の区域変更(和歌山県を追加、期限:~2/27)	
令和4年2月7日	・アメリカ米疾病予防管理センターCDCが、日本への渡航に関する注意レベルを最高の「レベル4:非常に高い」に引き上げ	・厚生労働省「オミクロン株感染流行に対応した広域火葬計画の整備について」通知	
令和4年2月8日		・厚生労働省「オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化について」通知	

期日	WHO等	国	宮城県
令和4年2月9日		・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」通知	
令和4年2月10日		・国対策本部会議(第87回) ・基本的対処方針分科会(第23回) ・基本的対処方針変更	・県知事・市長・県医師会会長・市医師会会長による共同記者会見
令和4年2月12日		・まん延防止等重点措置の区域変更(高知県を追加、期限:~3/6)	
令和4年2月18日		・国対策本部会議(第88回、持ち回り開催) ・基本的対処方針分科会(第24回) ・基本的対処方針変更	
令和4年2月20日		・まん延防止等重点措置の対象地域変更(山形県、島根県、山口県、大分県、沖縄県の5県を解除)	
令和4年2月21日		・まん延防止等重点措置の期間変更(群馬県、埼玉県、愛知県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、和歌山県、高知県、広島県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の16都県を追加、期限:3/6)	
令和4年2月25日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第13回)	・県対策本部会議(第40回) ・県危機対策本部会議(第37回) ・緊急特別要請の期間を3月21日まで延長
令和4年3月4日		・国対策本部会議(第89回、持ち回り開催) ・基本的対処方針分科会(第25回) ・基本的対処方針変更	・みやぎ宿泊割キャンペーンの4月1日チェックアウト分までの延長を発表(対象:宮城県、岩手県民)
令和4年3月6日		・まん延防止等重点措置の区域変更(福島県、新潟県、長野県、三重県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の12県を解除)	
令和4年3月7日		・まん延防止等重点措置の期間変更(北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県の18都県、期限:3/21)	
令和4年3月11日	・中国長春市ロックダウン。以後感染拡大により中国各地対策強化。	・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第14回)	
令和4年3月16日		・文部科学省「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」通知	

期日	WHO等	国	宮城県
令和4年3月17日		・国対策本部会議(第90回、持ち回り開催) ・基本的対処方針分科会(第26回) ・基本的対処方針変更 ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示(3/21～) ・厚生労働省「高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について」通知	
令和4年3月18日	・イギリスで入国時の水際措置を撤廃		
令和4年3月19日			・県対策本部会議(第41回) ・県危機対策本部会議(第38回) ・緊急特別要請を終了し、再拡大防止機関へ移行(3月22日から4月10日まで)
令和4年3月21日		・まん延防止等重点措置の終了	
令和4年3月28日			・みやぎ宿泊割キャンペーンの期限を4月28日まで延長すること及び4月1日より対象者に山形県民を加えることを発表
令和4年3月31日	・イタリアで非常時短宣言終了		
令和4年4月1日		・文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」改訂(Ver8)	・令和4年度中小企業等再起支援事業補助金(1次募集)申請受付開始
令和4年4月6日		・国対策本部会議(第91回、持ち回り開催)	
令和4年4月8日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第15回)	・県対策本部会議(第42回) ・県危機対策本部会議(第39回) ・再拡大防止期間を5月15日まで延長
令和4年4月13日		・厚生労働省「ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保について」通知	
令和4年4月22日			・みやぎ宿泊割キャンペーンの期限を5月31日まで延長し、対象者を東北6県民及び北海道民とすることを発表
令和4年4月27日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第16回) ・厚生労働省「宿泊療養又は自宅療養を証明する書類について」通知	
令和4年4月28日		・厚生労働省「令和4年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症患者が自宅で死亡された事例を踏まえた自治体の対応について」通知	
令和3年4月30日			・認証店おうえん食事券の利用期限終了
令和4年5月2日	・スイスで入国規制措置を撤廃		

期日	WHO等	国	宮城県
令和4年5月11日		・新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)(第1回)	
令和4年5月13日			・県対策本部会議(第43回) ・県危機管理本部会議(第40回) ・再拡大防止期間を5月15日をもって終了することを決定
令和4年5月17日		・有識者会議(第2回)	
令和4年5月20日		・有識者会議(第3回) ・厚生労働省「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」通知	
令和4年5月23日		・国対策本日会議(第92回、持ち回り開催) ・基本的対処方針分科会(第27回、持ち回り開催) ・基本的対処方針変更	・みやぎ宿泊割キャンペーンの期限を6月30日まで延長することを発表
令和4年6月3日		・有識者会議(第4回)	
令和4年6月10日	・スリランカで、マスク着用義務を撤廃	・文部科学省「夏季における児童生徒のマスク着用について」通知	
令和4年6月12日	・アメリカで、空路入国者への検査義務付けを撤廃		
令和4年6月15日		・有識者会議(第5回)	
令和4年6月17日		・国対策本部会議(第93回) ・新型コロナウイルス感染症対策本部で「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染危機に備えるための対応方向性」を決定	・みやぎ宿泊割キャンペーンの期限を7月14日まで延長することを発表
令和4年7月14日		・基本的対処方針分科会(第28回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第17回)	・みやぎ宿泊割キャンペーン期限を8月31日まで延長することを発表
令和4年7月15日		・国対策本部会議(第94回) ・基本的対処方針変更 ・「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」公表	
令和4年7月25日			・令和4年度中小企業等再起支援事業補助金(2次募集)申請受付開始
令和4年7月26日		・厚生労働省「障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」通知	
令和4年7月29日		・国対策本部会議(第95回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「病床、診療、検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」及び「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」決定 ・「BA.5対策強化宣言」創設	

期日	WHO等	国	宮城県
令和4年7月30日			・県対策本部会議(第44回) ・県危機対策本部会議(第41回) ・社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立に向けた対応を決定
令和4年8月4日		・国対策本部会議(第96回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス感染症対策本部「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」を決定	
令和4年8月5日			・県知事・市長による共同記者会見 ・「みやぎBA.5対策強化宣言」を決定(8月5日から8月31日まで) ・発熱外来の負担軽減のために軽度の有症状者に向けて県・仙台市共同運用で検査キット配送・要請者登録センターを開設 ・軽度の有症状者に向けた検査キット配送を開始
令和4年8月9日		・厚生労働省「お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する検査・保健・医療提供体制の確保について」通知	
令和4年8月6日			・要請者登録センターの運営開始
令和4年8月19日		・文部科学省「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について」、「学校出児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂について」通知	
令和4年8月25日		・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布 ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定(緊急避難措置)の概要及び必要な手続きについて」(通知)	・みやぎ宿泊割キャンペーン期限を9月30日まで延長することを発表
令和4年8月26日	・アルゼンチンで、入国規制を全廃		・県対策本部会議(第45回) ・県危機対策本部会議(第42回) ・「みやぎBA.5対策強化宣言」の宣言期間を9月30日まで延長 ・発生届の対象を限定する緊急避難措置の適用を決定
令和4年8月29日			・発生届の対象を限定する緊急避難措置について届出を受けた4件(宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県)について告示(9/2適用開始)
令和4年8月31日		・発生届の対象を限定する緊急避難措置について届出を受けた4件(宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県)について告示(9/2適用開始)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和4年9月2日		・国対策本部会議(第97回) ・新型コロナウイルス感染症対策本部で「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定	・発生届の対象を限定する緊急避難措置を適用開始 ・陽性者サポートセンターを開設
令和4年9月8日		・国対策本部会議(第98回、持ち回り開催) ・基本的対処方針分科会(第29回) ・基本的対処方針変更 ・新型コロナウイルス感染症対策本部にて「With コロナに向けた政策の考え方」を決定	
令和4年9月9日			・県対策本部会議(第46回) ・県危機対策本部会議(第43回) ・基本的対処方針におけるイベント開催制限の取扱いの変更により県民への要請内容等の一部を変更
令和4年9月12日		・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」通知	
令和4年9月16日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第18回)	
令和4年9月26日		・全国旅行支援を10月11日から開始することを決定	・みやぎ宿泊割キャンペーンの期限を10月10日まで延長することを発表
令和4年9月30日		・「BA.5対策強化宣言」終了	・県対策本部会議(第47回) ・県危機対策本部会議(第44回) ・みやぎBA.5対策強化宣言の終了
令和4年10月10日			・県民割「みやぎ宿泊割キャンペーン(泊まって応援! 宿泊割引&クーポン付きプラン)」終了
令和4年10月11日			・全国旅行支援「みやぎ宿泊割キャンペーン」開始(期間:12月27日まで)
令和4年10月13日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第19回)	
令和4年10月27日	・ペルーで緊急事態宣言を解除		・「商店街ステップアップ支援事業」再募集開始
令和4年10月28日		・物価高騰克服・経済再生実現のための総合経済対策閣議決定 ・日韓間の旅客船運航開始	
令和4年11月11日		・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第20回)	
令和4年11月17日			・みやぎお知らせコロナアプリ(MICA)の運用を終了
令和4年11月18日		・国対策本部会議(第99回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「今秋以降の感染拡大で保健医療の負担が高まった場合の対応について」を決定	

期日	WHO等	国	宮城県
令和4年11月25日		・国対策本部会議(第100回、持ち回り開催) ・基本的対処方針変更	
令和4年11月30日			・県対策本部会議(第48回) ・県危機対策本部会議(第45回) ・新たなレベル分類における「市長」及び「事象」を設定 ・「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」を発令(11月30日から令和5年1月16日まで)
令和4年12月1日	・欧州疾病予防管理センター(ECDC)で欧州委員会の3機関がRSウイルス・インフルエンザ・新型コロナの同時流行を警戒する共同声明を発表		
令和4年12月30日	・インドネシアで新型コロナ対策の活動制限を撤廃		
令和5年1月10日			・全国旅行支援「みやぎ宿泊割キャンペーン」開始(期間:予算なくなり次第終了)
令和5年1月13日			・県対策本部会議(第49回) ・県危機対策本部会議(第46回) ・「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」の宣言期間を2月13日まで延長
令和5年1月27日		・国対策本部会議(第101回) ・基本的対処方針分科会(第31回) ・新型コロナウイルス感染症対策分科会(第22回) ・基本的対処方針変更 ・新型コロナウイルス感染症対策本部にて「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」決定	・県対策本部会議(第50回) ・県危機対策本部会議(第47回) ・基本的対処方針におけるイベント開催制限の取扱いの変更により県民への要請内容等の一部を変更
令和5年2月9日			・県対策本部会議(第51回) ・県危機対策本部会議(第48回)
令和5年2月10日		・国対策本部会議(第102回、持ち回り開催) ・基本的対処方針分科会(第32回) ・基本的対処方針変更 ・新型コロナウイルス感染症対策本部にて「マスク着用の考え方の見直し等について」決定	
令和5年2月13日	・シンガポールで水際対策を全廃		・「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」の宣言の終了
令和5年3月10日		・国対策本部会議(第103回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス感染症対策本部にて「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」決定	・県対策本部会議(第52回) ・県危機対策本部会議(第49回) ・基本的対処方針における3月13日以降のマスク着用の考え方の変更により県民への要請内容等の一部を変更
令和5年3月13日		・マスク着用の考え方の見直し適用(学校以外)	

期日	WHO等	国	宮城県
令和5年3月20日	・台湾で、軽症者と無症状者の隔離撤廃		・(全国旅行支援)「みやぎ宿泊割キャンペーン」が7月22日をもって終了することを発表(GWは対象外)
令和5年3月31日	・中国への外国人団体旅行再開	・厚生労働省「【事務連絡】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方について」、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」通知	
令和5年4月1日		・マスク着用の考え方の見直し適用(学校)	
令和5年4月7日	・ドイツで、新型コロナウイルス感染拡大を防止する各種措置を全て終了		
令和5年4月26日			・県対策本部会議(第53回) ・県危機対策本部会議(第50回) ・5類以降に伴う県の対応について決定
令和5年4月27日		・国対策本部会議(第104回、持ち回り開催) ・新型コロナウイルス感染症対策本部にて「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針の廃止について」決定	
令和5年5月1日	・台湾で、新型コロナウイルス感染症の位置づけをインフルエンザと同等に引下げ		
令和5年5月5日	・新型コロナウイルスに関する「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を終了すると発表		
令和5年5月7日			・県民への要請の終了 ・県対策本部及び危機対策本部廃止
令和5年5月8日		・新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止 ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、「新型インフルエンザ等感染症(2類相当)から「5類感染症」に移行	

(2) 本市の主な動き

ア 新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況

日付	名称	概要等
令和 2 年 2 月 4 日	新型コロナウイルス感染症対策調整会議	対策本部設置の準備
令和 2 年 2 月 5 日	第 1 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	本部設置の考え方、目的、今後の対策（任意設置）
令和 2 年 2 月 28 日	第 2 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	学校、児童施設の対応等について 休業期間の対応等
令和 2 年 3 月 3 日	第 3 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	公共施設利用の制限等 一部施設を除き利用を制限
令和 2 年 3 月 6 日	第 4 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	学校臨時休業に伴う子どもの居場所確保、衛生物品の確保等
令和 2 年 3 月 27 日	第 5 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	学校再開、公共施設利用制限の一部解除等
令和 2 年 4 月 7 日	緊急事態宣言に伴い対策本部を法定設置に移行	新型インフルエンザ等対策特措法に基づくもの
令和 2 年 4 月 17 日	第 6 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	緊急事態宣言に伴う本部体制、生活支援臨時給付金等（法定設置）
令和 2 年 4 月 22 日	第 7 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	県緊急事態措置、保育所運営、特別定額給付金、職員自宅勤務等
令和 2 年 4 月 30 日	第 8 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	学校・公共施設の再開、緊急経済対策、感染者発生時の対応等
令和 2 年 5 月 15 日	第 9 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	学校・公共施設の再開、緊急経済対策等
令和 2 年 5 月 25 日	法定設置から任意設置に移行	緊急事態宣言解除に伴うもの
令和 2 年 8 月 27 日	第 10 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	経済対策・感染防止対策の確認、感染者発生時の対応等
令和 2 年 11 月 20 日	第 11 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	市内感染状況、今後の対応等 感染拡大防止の方策を議論
令和 3 年 1 月 7 日	緊急事態宣言に伴い対策本部を法定設置に移行	新型インフルエンザ等対策特措法に基づくもの

日付	名称	概要等
令和 3 年 3 月 19 日	法定設置から任意設置に移行	緊急事態宣言解除に伴うもの
令和 3 年 4 月 4 日	第 12 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	市内感染状況、まん延防止等重点措置への対応等
令和 3 年 5 月 3 日	第 13 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	市内感染状況（学校・児童クラブ等）、今後の対応等
令和 3 年 8 月 19 日	第 14 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	市内感染状況、まん延防止等重点措置への対応等
令和 3 年 8 月 26 日	第 15 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	市内感染状況、緊急事態宣言への対応等
令和 3 年 8 月 27 日	緊急事態宣言に伴い対策本部を法定設置に移行	新型インフルエンザ等対策特措法に基づくもの
令和 3 年 9 月 10 日	第 16 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	市内感染状況、緊急事態宣言解除後の対応等
令和 3 年 9 月 30 日	法定設置から任意設置に移行	緊急事態宣言解除に伴うもの
令和 4 年 1 月 31 日	第 18 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	県市町村会議の報告、今後の対応等
令和 5 年 5 月 2 日	第 19 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（書面）	5 類移行に伴う本部廃止、今後の対応等
令和 5 年 5 月 8 日	任意設置の市本部を廃止	2 類相当から 5 類へ移行に伴うもの

イ 市役所及び各公共施設等の主な対応

市役所をはじめとする市内公共施設では、職員のマスク着用、アルコール消毒液や衝立の設置、検温、換気、消毒等の感染症対策を実施するとともに、施設の閉鎖や休館、イベントの中止など、感染拡大防止に努めました。

※IV本市の取組（1）感染拡大防止対策及びVI資料編【資料 3】各課等対応状況参照

(3) 本市におけるワクチン接種事業

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事務は、「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置し、角田市医師会をはじめ関係各位にご協力をいただきながら、特例臨時接種の期間が終了するまで、集団接種の運営や個別接種の調整等の対応を推進してきました。

令和4年度には、オミクロン株に対応したワクチンの接種が開始され、更に年齢も順次拡大されたことで、最終的には生後6か月以上の全ての方がワクチン接種の対象となり（乳幼児についてオミクロン株対応ワクチンは対象外）、接種時期によっては7回目接種までできる方がいる一方で、3回目接種で終了となる方もあり、個人によって接種歴がより多様になりました。

ア ワクチン接種に係る主な事項

(ア) 根拠

予防接種法第6条第1項、第2項

予防接種法附則第7条1項の規定に基づく予防接種の指示

（令和3年2月16日付け厚生労働省発健 021 第1号）

令和4年12月9日施行の予防接種法の一部改正により特例臨時接種の法的根拠である予防接種法附則第7条は廃止され、改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、これまでの大臣指示について、改正予防接種法第6条第3項の指示とみなして継続実施することを可能としている。

(イ) 特例臨時接種

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

※令和5年3月8日付、厚生労働大臣による「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正により、令和5年3月31日までとされていた新型コロナワクチン接種の特例臨時接種としての実施期間が、令和6年3月31日までに延長

(ウ) 接種予約受付

初回接種では、接種対象者へ意向確認書を送付し、接種申込があった方に対し市で予約日程、場所の割り振りをして後日案内通知送付。電話での予約変更も可。

令和4年10月より接種者本人で予約を取る予約システムを導入し予約方法を変更した。

a 電話予約（令和4年10月11日から開始）

角田市新型コロナワクチン接種コールセンター（ナビダイヤル・有料）

b Web 予約（令和 4 年 11 月 14 日から開始）

パソコン・スマートフォン向けサイトによる予約

イ ワクチン接種事業経過

【令和 3 年】

日付	主な内容
1 月 25 日	市民福祉部へ新型コロナウイルスワクチン接種推進室設置 （健康長寿課職員兼務）
2 月 24 日	65 歳以上を対象に接種の意向確認を実施
3 月 15 日	コールセンターを設置（外部委託：(株)フルキャスト・スタッフ 4 名）予約システムの導入（RESERVA）
4 月 1 日	角田市新型コロナウイルスワクチン接種推進室 専任職員：正職 2 名、会計年度 3 名 兼務職員：正職 9 名、会計年度 1 名（健康長寿課より）
4 月 14～15 日	集団接種シミュレーション実施（市職員・医療従事者）
4 月 20 日	市内医療従事者 1 回目接種開始
4 月 26 日	高齢者施設入所者及び従事者 1 回目接種開始
5 月 11 日	市内医療従事者 2 回目接種開始
5 月 17 日	コールセンタースタッフ 10 名に増員 （高齢者接種開始の前倒しに伴う問い合わせ増のため）
5 月 24 日	65 歳以上 1 回目個別接種開始
5 月 26 日	優先接種対象者（保育施設・教職員）1 回目接種開始 ※教職員は主に夏休み期間中の接種 65 歳以上集団接種（ウエルパーク）開始
7 月 1 日	ウエルパーク職員（一部除く）ワクチン接種推進室兼務辞令
7 月 12 日	60～64 歳優先接種者接種開始
7 月 17 日	休日集団接種開始
7 月 18 日	アイリスオーヤマ、商工会関係者 1 回目職域接種
7 月 26 日	新型コロナウイルスワクチン接種証明書発行受付開始
8 月 2 日	17 歳～39 歳キャンセル待ち受付開始
8 月中旬	17 歳以上 1 回目接種開始
8 月 15 日	アイリスオーヤマ、商工会関係者 2 回目職域接種
8 月 26 日	12～15 歳への接種券発送
9 月 2 日	妊娠中及びその配偶者を優先接種対象者とする
9 月 17 日	中高生等の受験生を優先接種対象者とする

日付	主な内容
9月下旬	12～16歳1回目接種開始
10月23日	市内医療機関個別接種終了 (以降金上病院のみで実施、12～15歳、16歳以上、未接種者)
10月25日	新規予約受付終了(新たに12歳に到達した者を除く)
10月30日	集団接種(初回)終了(平日は10/21が最終)
11月26日	3回目接種可能者へ接種券発送(中核病院等医療従事者)
12月9日	市民(3回目接種可能者)あて3回目接種意向確認書発送(接種希望、ワクチンの種類、個別・集団)

【令和4年】

日付	主な内容
1月6日	市内医療従事者3回目接種開始
1月31日	優先接種対象者3回目個別接種開始
2月8日	3回目集団接種開始
2月10日	小児(5～11歳)を対象に接種の意向確認書を発送
2月25日	小児(5～11歳)の全対象者へ接種券発送
3月14日	小児(5～11歳)初回接種開始(市内3病院)
5月31日	3回目集団接種終了
6月17日	4回目接種券等発送
6月24日	市内医療従事者4回目接種開始
7月4日	市内医療機関及び高齢者施設入居者4回目接種開始
7月11日	4回目個別接種開始
7月16日	4回目集団接種開始
9月21日	4回目集団接種終了
9月30日	4回目個別接種終了
10月1日	予約システム変更(MRSO)、予約開始は10/11より当面電話のみ対応
10月17日	個別接種開始
10月25日	集団接種開始
11月1日	コールセンター仙台へ移転、スタッフ20名体制へ増員 (オミクロン株対応及び業務拡充に伴う移転)
11月14日	インターネット予約システム開始、市が予約の調整を行う方法から本人が予約を取る方法へ変更

日付	主な内容
12 月 4 日	乳幼児（生後 6 ヶ月～4 歳）接種開始（みやぎ県南中核病院医師派遣による）計 6 回

【令和 5 年】

日付	主な内容
1 月 25 日	18 歳以上集団接種終了（乳幼児については 2/19・3/4 にウエルパークで接種実施）
4 月 20 日	追加接種用接種券等発送
5 月 7 日	令和 4 年秋開始のオミクロン株対応ワクチン接種終了
5 月 8 日	優先接種対象者追加接種開始（個別接種）
5 月 21 日	角田市市民センターで追加接種開始（集団接種） （ウエルパーク ZEB 化改修工事による使用不可のため）
8 月 31 日	春追加接種終了
9 月 20 日	秋追加接種開始 個別接種（市内 3 医療機関）、集団接種（ウエルパーク）

【令和 6 年】

日付	主な内容
3 月 28 日	特例臨時接種終了

ウ ワクチン接種の実施状況 ※角田市主要施策の成果（令和3～5年）」より抜粋

【令和3年度】

令和3年度	5歳以上 対象人数：26,926人 (3回目 24,081人)		65歳以上 対象人数：10,214人		12～64歳 対象人数：16,712人 (3回目 13,867人)	
	接種済者数	接種率	接種済者数	接種率	接種済者数	接種率
1回目	24,018人	89.2%	9,885人	96.8%	14,133人	84.6%
2回目	23,611人	87.7%	9,821人	96.2%	13,790人	82.5%
3回目	11,329人	47.0%	8,735人	85.5%	2,594人	18.7%

※接種済者数は令和4年3月31日時点のワクチン接種記録システム(VRS)による。

※対象人数は令和4年3月31日時点の住民基本台帳による。

※5歳以上は対象者全体。65歳以上及び12～64歳はその内数。

※令和4年3月末まで3回目の対象は18歳以上だったため、5歳以上及び12～64歳の対象人数が1、2回目と異なる。

【令和4年度】

	全体	65歳以上	64歳以下
1回目	961人	505人	456人
2回目	1,225人	512人	713人
3回目	10,879人	1,111人	9,768人
4回目	16,087人	9,121人	6,966人
5回目	8,976人	7,457人	1,519人
合 計	38,128人	18,706人	19,422人

※接種済者数は令和5年3月31日時点のワクチン接種記録システム(VRS)による。

【令和5年度】

	全体	65歳以上	64歳以下
1回目	20人	9人	11人
2回目	18人	8人	10人
3回目	42人	8人	34人
4回目	227人	54人	173人
5回目	2,355人	423人	1,932人
6回目	7,183人	6,222人	961人
7回目	5,115人	4,830人	285人
合 計	14,960人	11,554人	3,406人

※接種済者数は令和6年3月31日時点のワクチン接種記録システム(VRS)による。

エ ワクチン接種に係る健康被害認定状況

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 15 条第 1 項に基づく疾病等の認定状況

	申請件数	認定件数	委員会開催数
令和 3 年度	4	2	2 (3)
令和 4 年度	2	2	2 (2)
令和 5 年度	0	0	0 (0)
合 計	6	4	4 (5)

※申請のあった案件は、市の予防接種健康被害調査委員会に諮った後、県を通して厚生労働省へ進達し、疾病・障害認定審査会で審査される。

※委員会開催数の（）内は取扱件数。令和 3 年度申請 4 件中 1 件は、接種医師による予防接種健康被害救済制度医療費・医療手当申請用（様式 5-1-1）の記載があったため委員会を省略。

オ ワクチンの定期接種化

令和 5 年度で特例臨時接種が終了。予防接種法施行令の一部改正（令和 6 年 3 月 29 日政令第 116 号）により、新型コロナウイルス感染症は予防接種法上の B 類疾病に位置づけられ、65 歳以上の方と、60 歳以上 65 歳未満で心臓等の機能に日常生活が極度に制限される障害がある方等を対象として、定期接種を行うこととなった。また、予防接種実施規則の一部改正（令和 6 年 9 月 27 日厚生労働省令第 130 号）により、接種期間（毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）及び接種の方法（使用するワクチンと接種量等）が指定された。

○令和 6 年度における本市の新型コロナウイルスワクチン定期接種

- ・接種期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- ・接種費用 15,500 円
- ・自己負担 3,000 円

※令和 6 年度は、定期接種について 8,300 円の国の助成あり。

※任意接種になるが、本市では、中学 3 年生の新型コロナウイルスワクチン接種も定期接種と同額で実施（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日）。

集団接種会場（令和3～4年度ウエルパーク）

①消毒・検温



②受付



③予備問診



④医師問診



⑤接種



⑥接種後待機



集団接種会場（令和5年度市民センター）

①消毒・検温



②受付



③予備問診



④医師問診



⑤接種



⑥接種後待機



集団接種会場（令和5年度ウエルパーク）

①消毒・検温



②受付



③予備問診



④医師問診



⑤接種



⑥接種後待機



IV 本市の取組（分野別）

本市における庁内各部署の取組について、次の6つの分野ごとにまとめました。

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| (1) 感染症拡大防止対策 | (2) 市民生活対策 | (3) 子ども・子育て対策 |
| (4) 教育対策 | (5) 事業者対策 | (6) その他の対策 |

(1) 感染症拡大防止対策

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
全庁的な感染対策	マスクの着用、検温、アルコール消毒液や衝立等の設置、換気、消毒等	R2～R5年度		全庁
全庁的な感染対策	職員出勤者削減(2交代制)の実施	R2.4.20～R2.5.8		総務課
全庁的な感染対策	職員の感染予防、健康チェック、感染した場合の休暇の取扱い等について職員へ通知	R元～R4年度		総務課
全庁的な感染対策	避難所における新型コロナウイルス感染症対策の実施	R2～R4年度		防災安全課
テレワーク等の実施	テレワークシステム及びWeb会議システムの整備	R2		企画デジタル課
申請等のオンライン化	各種オンライン申請システムの整備	R4		企画デジタル課
市民等の感染対策	キャッシュレスレジの整備	R4		企画デジタル課
申請等のオンライン化	公共施設のオンライン予約の整備	R5		企画デジタル課
市民等の感染対策	自治センター空調設備整備	R2～R3年度		まちづくり推進課
市民等の感染対策	新型コロナウイルス感染症拡大予防に対応した住民自治活動等支援金の交付(行政区集会所配置用手指消毒剤購入費)	R2年度		まちづくり推進課
施設の利用制限等	椿の湯営業中止	R2.2.28～R3.12.13		社会福祉課
施設の利用制限等	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となり総合保健福祉センター貸館中止	R3.3月～R5.11月		社会福祉課
施設の利用制限等	老人福祉センター・婦人研修センターの利用制限又は一時閉鎖	R元～R4年度		介護支援課
会議等の開催における感染対策	要保護児童対策地域協議会実務者会議について、行政機関が参集しての会議と児童の所属機関を子育て支援課が巡回する形に分けての開催や、参集時間帯を分けての開催とした。	R2～R5年度		子育て支援課
会議等の開催における感染対策	乳幼児健診は会場や受付時間を分散して実施	R元～R4年度		子育て支援課
イベント等の制限	かくた宇宙まつり中止	R2～R3年度		商工観光課

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
イベント等の制限	室内イベントの中止	R2～R4年度		商工観光課
施設の利用制限等	道の駅フードコートの客席1割減	R3～R4年度		商工観光課
イベント等の制限	かくだ牟宇姫ひなまつり中止	R元年度		商工観光課
イベント等の制限	阿武隈リバーサイドマラソン大会中止	R2～R3年度		生涯学習課
施設の利用制限等	Kスポ各施設利用人数等の制限	～R4.3.13		生涯学習課
施設の利用制限等	総合体育館(武道場、トレーニングルーム)、野球場、温水プール、スポーツ交流館、神次郎運動広場施設閉鎖	R2.3.4～R2.3.31		生涯学習課
施設の利用制限等	市民センター貸館中止	R2.3.4～R2.5.31		生涯学習課
施設の利用制限等	角田中央公園(交通公園除く屋外施設)、神次郎運動広場施設閉鎖	R2.4.1～R2.5.20		生涯学習課
施設の利用制限等	温水プール施設閉鎖	R2.4.1～R2.5.31 R3.3.6～R3.3.18		生涯学習課
施設の利用制限等	総合体育館(武道場、トレーニングルーム)、スポーツ交流館施設閉鎖	R2.4.1～R2.6.14		生涯学習課
施設の利用制限等	市民センター貸館利用人数等制限	R2.6.1～R5.1.31		生涯学習課
施設の利用制限等	総合体育館(アリーナ)、陸上競技場、テニスコート施設閉鎖	R元.10.13～R2.3.31		生涯学習課
施設の利用制限等	図書館臨時休館	R2.2.29～R2.3.2 R2.3.4～R2.5.20 R3.8.27～R3.9.12		図書館
イベント等の制限	図書館まつりの中止 おはなし会の中止	R2～R4年度		図書館
施設の利用制限等	郷土資料館臨時休館	R2.3月～5月 R3.8.27～R3.9.12		郷土資料館
イベント等の制限	企画展「雛人形」の口頭解説を控え映像で解説。体験型行事を自粛	R2～R4年度		郷土資料館
イベント等の制限	牟宇姫ひな祭り中止	R2年度		郷土資料館
学校給食センターにおける感染対策	学校給食センターにおける試食中止	R3.4.1～R5.5.7		給食センター
議会における感染対策	感染した議員の氏名公表(同意者のみ)	R2.12月～R5.1月		議会事務局
議会における感染対策	議会傍聴中止	R2.3～R3.12月		議会事務局
議会における感染対策	議会傍聴の定員制限	R4.3月～R5.3月		議会事務局

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
選挙時の感染対策	投票事務において、マスクやフェイスシールド等の着用、消毒等各種対策を実施	R2～R5年度		選挙管理委員会事務局
定期監査時の感染対策	対面監査を中止し、書面監査を実施	R3～R5年度		監査委員事務局

(2) 市民生活対策

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助	利用者が著しく減少した阿武隈急行線の利用促進を図るとともに、通学定期券利用者の経済的負担軽減を図るため、通学定期券購入費を補助	R2～R4年度	R2:727件 R3:1,508件 R4:1,504件	まちづくり推進課
市税等の減免	後期高齢者医療保険料の減免	R2～R3年度	R2:3件 R3:1件	税務課
市税等の減免	国民健康保険税の減免	R2～R4年度	R2:16件 R3:11件 R4:1件	税務課
市税等の減免	介護保険料の減免	R2～R4年度	R2:10件 R3:10件 R4:1件	税務課
市税等の徴収猶予	市税等の徴収猶予	R2年度	30件	税務課
障害者総合支援事業費補助金	放課後等デイサービスの利用者に負担額を補助	R2年度	5人	社会福祉課
生活困窮世帯商品券給付事業	休業、失業等により収入が減少し、宮城県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金特例貸付)」の貸付決定を受けた世帯に対し「かくだ3割増商品券」を給付	R2年度	単身世帯(13千円):33世帯 2人以上世帯(26千円):69世帯	社会福祉課
生活困窮世帯商品券臨時給付事業	生活困窮世帯商品券の給付を受けた世帯に対し商品券を追加給付	R2年度	102世帯(30千円)	社会福祉課
生活困窮者自立支援金給付事業	休業、失業等により収入が減少し、生活福祉資金貸付制度による貸付け(宮城県社会福祉協議会が実施する「新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付に限る」を受けた世帯に対し、世帯の区分に応じ給付	R3～R4年度	R3 単身世帯(60千円)66世帯 2人世帯(80千円)30世帯 3人以上世帯(100千円)16世帯 R4 単身世帯(60千円)40世帯 2人世帯(80千円)20世帯 3人以上世帯(100千円)40世帯	社会福祉課
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、住民税非課税等世帯に対し1世帯当たり10万円を給付	R3年度	2,012世帯	社会福祉課
住民税非課税世帯に対する原油価格・物価高騰等対策支援給付金支給事業	コロナ禍による原油価格・物価高騰等による負担増を踏まえ、住民税非課税等世帯に対し1世帯当たり3万円を給付	R5年度	2,727世帯	社会福祉課
在宅介護支援給付金支給事業	居宅介護サービス利用者に感染症対策に係る生活支援を行うため給付	R2年度	1,021人	介護支援課

(3) 子ども・子育て対策

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
臨時特別出産給付金	特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降に出生した子どもの母親(保護者)に対し、子育てに係る生活を支援するため支給	R2年度	103人	子育て支援課
ひとり親世帯への臨時特別給付金	低所得のひとり親世帯へ子育て負担の増加や収入の減少に対する支援のため支給	R2年度	延べ634人	子育て支援課
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する子育て世帯を支援するため支給	R2年度	3,154人	子育て支援課
子育て世帯生活支援特別給付金	ひとり親世帯へ子育て負担の増加や収入の減少に対する支援のため支給	R3～R4年度		子育て支援課
子育て世帯生活支援特別給付金	児童手当を受給する非課税世帯等を支援するため支給	R3～R4年度		子育て支援課
学校給食費の一部無償化	学校給食費納付金を無償とし、小・中学生の保護者を支援	R2年度(R3.1月以降分) R4年度(R4.9月以降分)		給食センター
学校給食費の減額	出席停止となった児童生徒について欠食分を減額	R3.4.1～R5.5.7		給食センター

(4) 教育対策

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
小中学校臨時休業		R2.3.2～5.31		教育総務課
学習指導員及びスクールサポートスタッフ配置	感染症対策に伴う学校現場への支援のため、学習指導員とスクールサポートスタッフを配置	R2～5年度	R2:学習指導員2人 スクールサポートスタッフ6人 R3:学習指導員7人 スクールサポートスタッフ7人	教育総務課
部活動の自粛				教育総務課
学校保健特別対策事業	学校再開等にあたり、感染拡大防止を図るため、保健衛生用品等を購入	R2年度		教育総務課
就学時健康診断事業	3密を避けるため、就学時健康診断を1日追加で実施	R2年度		教育総務課
校外学習等送迎事業	バスでの校外学習等実施の際、3密対策により乗車人数が制限されたための追加送迎委託業務の実施	R2年度		教育総務課
学校保健特別対策事業	感染症対策に必要な物品及び学習保障のためのPC端末等の購入	R2年度		教育総務課
GIGAスクール端末導入事業	GIGAスクール構想実現のため、1人1台PC端末等を購入	R2年度		教育総務課
公立学校情報機器整備	導入されるICT機器等の運用に係るセキュリティポリシー策定等委託業務の実施	R2年度		教育総務課
学校保健特別対策事業	小中学校での感染拡大を防止するための保健衛生用消耗品やサーマルカメラを購入	R3年度		教育総務課

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
公立学校情報機器整備	小中学校に整備されたタブレット端末等ICT機器の活用方法についての学校からの問い合わせ支援や使用にあたっての児童生使用ルールブック作成	R3年度		教育総務課
学校保健特別対策事業	小中学校での感染症対策に必要な保健衛生用消耗品やタブレット端末持ち帰り学習用のAC充電器を購入	R4年度		教育総務課

(5) 事業者対策

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金	利用者数の減少にもかかわらず定時定路線での運行を維持した阿武隈急行線に対し、沿線自治体と協調し支援	R2～R4年度	R2:41,179千円 R3:37,187千円 R4:55,843千円	まちづくり推進課
固定資産税の特例	中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税等の課税標準の特例	R3年度	7件	税務課
医療・介護施設特別応援金支給	医療機関及び介護サービス事業所に対し応援金を支給	R2年度	病院:3施設 診療所:21施設 薬局:13施設 特養・介護老保:6施設 特定施設・GH:7施設 その他介護:37施設	健康推進課 介護支援課
みやぎ県南中核病院感染症対応経営支援	みやぎ県南中核病院に対する支援として負担金を交付	R2年度	100,000千円	健康推進課
障害者施設特別応援金支給	障害福祉サービスを行う施設、障害児通所支援を行う施設に応援金を支給	R2年度	9施設	社会福祉課
緊急包括支援事業費補助金交付	市内保育施設等に対し緊急包括支援事業費補助金を交付	R2年度		子育て支援課
保育環境改善等事業費補助金交付	市内保育施設等に対し保育環境改善等事業費補助金(コロナ対策物品購入補助)を交付	R3年度		子育て支援課
角田産牛肉消費促進事業費補助金	牛肉の需要・消費低下したことから角田産牛肉販売促進イベント開催経費の一部を助成	R2～4年度		農林振興課
農林業経営継続応援金	営農活動に支障が生じた農林業者に対し応援金を支給	R2年度	51経営体	農林振興課
畜産(和牛生産)経営継続支援	牛肉の需要や価格が低下し、畜産経営に大きな影響を受けた肥育及び繁殖牛の生産者に対し、和牛生産に係る経費等を支援	R2年度	38経営体	農林振興課
令和4年度産米生産振興特別助成	主食用米の需要が低迷し、令和3年度産の米価が全国的に大幅な下落となったことから、稲作の作付けに必要な経費の一部を助成	R3年度	1422件	農林振興課
作付転換営農継続支援事業補助金	作付転換する農業者に対し、営農継続のための生産資材等の一部を助成	R3年度	77件	農林振興課
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	緊急事態宣言に基づく休業要請等に全面的に応じた事業者に対し協力金を支給	R2～R3年度	R2:154件 R3:延べ491件(5回)	商工観光課
飲食事業者等事業継続応援金	外食自粛により、特に大きな影響を受けている飲食業を営む事業者等に対して、事業継続を下支えするため支給	R2～R3年度	R2:123件 R3:30件	商工観光課
小規模事業者等事業継続応援金	特に大きな影響を受けている小規模事業者に対して、事業の継続を下支えするため支給	R2～R4年度	R2:393件 R3:339件 R4:139件	商工観光課

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
中小企業振興資金新型コロナウイルス感染症対応利子助成金	中小企業振興資金の融資を受けた中小企業等へ利子の一部を助成	R2～R5年度	R2:15件 R3:37件 R4:65件 R5:61件	商工観光課
かくだ3割増商品券発行事業費補助金	低迷した消費活動及び地域経済の回復のため、角田市商工会が行う3割増商品券の発行に要する経費を補助	R2～R5年度	R2:発行数25,000組 R3:発行数20,000組 R4:発行数20,000組 R5:発行数20,000組	商工観光課
角田市商工会新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	角田市商工会が実施する経営改善普及事業及び地域総合振興事業に係る経費の一部を支援	R2年度		商工観光課
おいしいかくだ応援クーポン事業	1世帯2,000円分のクーポン券を配布し、使用されたクーポン券相当金額を、登録店に対し補助	R2年度	参加店舗:73店舗 利用枚数:31,852枚	商工観光課
特別ためとくポイント発行事業費補助金	低迷した消費活動の回復及び商店街等の活性化のため、角田スタンプ会が行う販売促進事業に要する経費を補助	R2年度	特別ためとくポイント発行開催セール がつつり当たる大抽選会開催セール	商工観光課
誘致企業等新型コロナウイルス感染症対策支援金	誘致企業等に対し、事業活動の継続及び雇用の維持を支援することを目的として支給	R2年度	30件	商工観光課
かくだ美酒RUN事業補助金	利用者が減少した市内飲食店への誘客及び外食産業の利用促進を目的としたかくだ美酒RUNチケット発行に係る経費を補助	R2年度	参加店舗:38店舗 利用枚数:2,418枚	商工観光課
中小企業者事業再建支援金	新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、かつ、令和4年3月16日福島県沖地震の影響によって建物に被害を受けた市内中小企業者に支援金を交付	R4年度	8件	商工観光課
市内企業等への情報提供	商工会への情報提供 市内誘致企業等への情報提供	R元年度		商工観光課
営業損失補償	角田市民ゴルフ場等に休業要請を行ったことで発生した営業損失に対して補償	R2年度		都市整備課

(6) その他の対策

対応の名称又は事業名	対応の内容又は事業概要	実施日又は期間	実績	所管課等
市民向け情報提供	市ホームページに特設サイト設置	R2～R5年度		総務課
市民向け情報提供	広報紙に随時関連情報を掲載	随時		総務課
市民向け情報提供	市公式Facebookへの関連記事の投稿	R2～R4年度		総務課
市民向け情報提供	市公式YouTubeへコロナに係る市長メッセージ配信	R3～R4年度	R3:5回 R4:2回	総務課
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用	感染拡大防止対策をはじめ、市民生活や地域経済の支援等に要する経費に充当	R2～R5年度	R2:624,748千円(52事業) R3:119,608千円(18事業) R4:386,510千円(18事業) R5:181,170千円(4事業)	企画デジタル課

V 今後の課題等

《情報共有・連携》

本市が実施・対応してきた取組については、これまで記載してきたとおりですが、今後の危機管理体制の整備に向けた準備、あるいは感染状況に応じた保健衛生体制を計画的に進めるためには、危機管理体制の整備に係わる各種計画との整合性の確保やそれぞれの健康危機管理の対応について定めた業務マニュアル等の整備・更新が必要となると思われます。また、社会情勢や環境の変化・DX（デジタルトランスフォーメーション）といった技術革新等、それぞれの時世に応じた健康危機管理体制の整備を行う必要があると考えられます。さらには、庁内のみならず市民あるいは関係機関への情報共有や連携を図ることが重要であると考えます。

《実効性の確保》

こういった整備・更新の必要性に向けて現在の所感が形骸化することのないよう、常時見直しを行い、実効性を担保することが重要であると考えられることから、庁内並びに関係機関が交わる機会を確保し、評価・点検、見直しを行うなど、いわゆる PDCA サイクルを回していくための仕組み作りを構築していく必要があると考えます。

《財政措置》

体制整備にあたり、その体制を維持していくためには継続的予算措置も必要となりますが、一方、未知の健康危機に対する管理体制の構築にあたっての予算積算は困難であるため、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応に係る費用について評価を行い、係る予算について①重要性、②時間軸、③費用対効果の指標に基づく優先順位をつけ、効果的・効率的予算措置を行っていくことが重要となります。

《物資、物品の確保》

また、保健衛生体制の整備にあたり、物資の確保も重要な要素の一つとなりますが、消耗品や食料品など、定期的な入れ替えを行う必要がある物資があり、予算を含めた維持管理体制整備について検討する必要があります。また、物資については防災備蓄とも重複する部分があり、保健衛生体制として必要となる物資、更には物資により定常的に確保しておくべきもの、健康危機発生時に確保するものなどカテゴリ分類を行い、関係機関や地域の民間業者等と物資の確保のみならず維持・管理を含めて、予め協定を結んでおくことなどの検討も必要であります。

《マニュアル等の整備》

今後の保健衛生体制の整備においては、速やかに危機管理体制に移行を図ることができるよう、感染症のほかにも、市民の生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じるおそれがある健康危機（感染症・食中毒の大規模発生・毒物劇物中毒など）に備えた平時からの計画的な体制整備、人材確保・育成、関係機関との連携強化など、有事の対応を見据えながら、「角田市新型インフルエンザ等行動計画」がその時々により即した、地域の特性や実情を踏まえた計画とするため、引き続き検討し、準備を進めていく必要があります。

なお、各課における今後の課題等については「Ⅵ 資料編【資料3】各課等対応状況 新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票」に記載のとおりです。

VI 資料編

【資料 1】 角田市新型インフルエンザ等対策本部条例	60
----------------------------	----

【資料 2】 角田市新型インフルエンザ等対策本部要綱	61
----------------------------	----

【資料 3】 各課等対応状況	69
----------------	----

◇総務課	70
◇防災安全課	73
◇企画デジタル課	82
◇まちづくり推進課	95
◇税務課	97
◇市民課	98
◇健康推進課	99
◇社会福祉課	100
◇介護支援課	102
◇子育て支援課	104
◇農林振興課	108
◇商工観光課	109
◇都市整備課	113
◇教育総務課	114
◇生涯学習課	116
◇図書館	119
◇郷土資料館	121
◇学校給食センター	122
◇農業委員会事務局	123
◇議会事務局	124
◇選挙管理委員会事務局	126
◇監査委員事務局	128
◇会計課	130

【資料 1】 角田市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 4 月 12 日条例第 14 号

（目的）

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、角田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、及び対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 13 日から施行する。

【資料 2】 角田市新型インフルエンザ等対策本部要綱

平成25年 4 月12日角田市告示第69号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、角田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年角田市条例第14号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、角田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の位置)

第 2 条 対策本部は、角田市役所内に置く。

(所掌事務)

第 3 条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等に対応した体制の整備に関すること。
- (4) 感染防止対策の検討及び実施に関すること。
- (5) 国、県、他の市町村、関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 対策本部は、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長、角田消防署長、危機管理監、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、会計管理者、上下水道事業所長及び教育次長をもって充てる。

(部の設置)

第 5 条 条例第 4 条に規定する部は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

- 2 部に部長及び副部長を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(班の設置)

第6条 部に別表第1に掲げる班を置く。

- 2 班に班長及び班員を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 班員は、上司の命を受け、班の業務に従事する。

(部及び班の分掌事務)

第7条 部及び班は、別表第2に掲げる新型インフルエンザ等の対策に係る事務を分掌する。

(庶務)

第8条 対策本部の庶務は、市民福祉部健康長寿課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月13日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第47号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第54号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第61号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第64号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第68号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第72号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月22日告示第4号）

この告示は、令和3年1月25日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第41号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第30号）

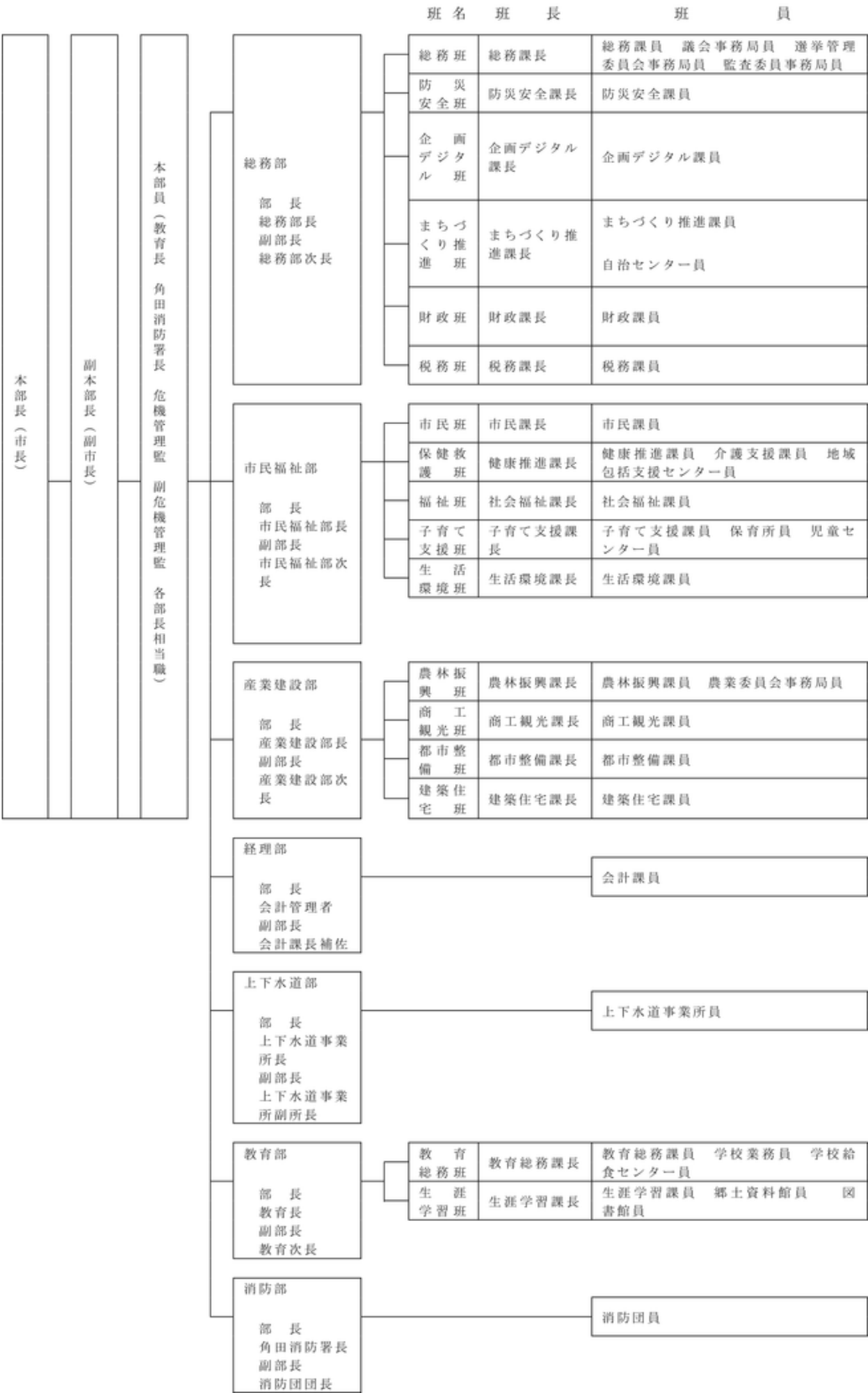
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第54号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第6条関係）

角田市新型インフルエンザ等対策本部編成図



別表第 2（第 7 条関係）

部	班	分掌事務
総務部	総務班	1 発生状況の把握及び関係部局への情報提供に関すること。 2 市職員への感染予防に係る啓発に関すること。 3 公用車両の運用に関すること。 4 物資及び資材の運搬等に関すること。 5 市民への外出自粛要請、情報提供等に関すること。 6 報道機関の対応に関すること。 7 庁舎等の衛生管理に関すること。 8 部内の総括及び連絡調整に関すること。
	防災安全班	1 物資及び資材の運搬等に関すること。 2 遺体安置所の設置及び運営に関すること。
	企画デジタル班	まちづくり推進班の応援に関すること。
	まちづくり推進班	1 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること。 2 公共交通機関及びライフライン事業者との連絡調整に関すること。 3 社会教育施設（自治センターに限る。）の利用に関すること。 4 各地区の情報収集及び地域住民への情報提供に関すること。
	財政班	福祉班の応援に関すること。
	税務班	救援物資の受払いに関すること。
市民福祉部	市民班	1 火葬及び埋葬に関すること。 2 死亡届の受理に関すること。 3 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること。 4 保健救護班の応援に関すること。

	保健救護班	1 対策本部の設置及び運営に関すること。 2 対策本部の庶務に関すること。 3 発熱相談窓口の設置に関すること。 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関すること。 5 発生状況の把握及び関係機関等への報告に関すること。 6 医療体制の確保に関すること。 7 新型インフルエンザ等ワクチンの接種（新型コロナウイルスワクチンの接種を除く。）に関すること。 8 国、県、他の市町村、関係機関等との連携に関すること。 9 老人福祉施設等への情報提供に関すること。 10 老人福祉施設等における感染防止対策に関すること。 11 老人福祉施設等における罹患状況の把握及び報告に関すること。 12 高齢者等の支援に関すること。 13 所管する施設の利用に関すること。
	福祉班	1 障害者支援施設等への情報提供に関すること。 2 障害者支援施設等における感染防止対策に関すること。 3 障害者支援施設等における罹患状況の把握及び報告に関すること。 4 障害者等の支援に関すること。 5 所管する施設の利用に関すること。 6 部内の統括及び連絡調整に関すること。
	子育て支援班	1 児童福祉施設等への情報提供に関すること。 2 児童福祉施設等における感染防止対策に関すること。 3 児童福祉施設等における罹患状況の把握及び報告に関するこ

		と。 4 乳幼児等の支援に関すること。 5 所管する施設の利用に関すること。
	生活環境班	1 生活相談窓口の設置に関すること。 2 ごみの排出規制に関すること。 3 感染症予防及び防疫に関すること。
	新型コロナウイルスワクチン接種推進班	1 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。 2 保健救護班の応援に関すること。
産業建設部	農林振興班	1 養鶏農家、畜産農家等の実態把握に関すること。 2 家畜防疫全般に関すること。 3 所管する施設の利用に関すること。
	商工観光班	1 企業の事業活動の自粛要請等に関すること。 2 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること。 3 食料及び生活必需品の安定供給等に関すること。 4 所管する施設の利用に関すること。
	都市整備班	1 移動制限時の交通規制に関すること。 2 部内の統括及び連絡調整に関すること。
	建築住宅班	1 移動制限時の交通規制に関すること。 2 生活環境班の応援に関すること。
経理部		1 経理に関すること。 2 防災安全班の応援に関すること。
上下水道部		1 水道水の供給確保に関すること。 2 下水道施設等の機能確保に関すること。
教育部	教育総務班	1 教育機関等への情報提供に関すること。 2 教育機関等における感染防止対策に関すること。

		3 児童生徒及び教職員の罹患状況の把握及び報告に関するこ と。 4 教育機関等の休業に関すること。 5 部内の総括及び連絡調整に関すること。
	生涯学習班	1 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること。 2 社会教育施設（自治センターを除く。）の利用に関するこ と。
消防部		緊急搬送等の対応に関すること。

【資料 3】各課等対応状況

下記調査票により各課等へ対策・対応等の調査を行い(令和 6 年 8 月 13 日～9 月 13 日)、提出されたものを次ページから掲載しています。

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等： 】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元		
2020 R2		
2021 R3		
2022 R4		
2023 R5		
III 課題や今後へ向けての教訓等		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：総務課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・広報 ・来庁者対応 ・バス等利用者対応 ・職員対応		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・各課での懇親会自粛要請（庁内） R2.3.2～R2.5.31 ・職員向け感染により出勤困難な場合の休暇を有給ですることの通知（庁内） R2.3.16	
2020 R2	・市ホームページに特設サイト設置（市民） R2～R5 ・広報紙に随時関連情報を掲載（市民） ・R2.5 月の広報紙に立体マスク型紙を掲載（市民） ・市公式 Facebook への関連記事の投稿（市民） R2～R4 ・マイクロバス利用に係る制限（市民）（庁内）（R2.6～R3.7） ・各課に対し、人事異動等に伴う年度当初あいさつ回り等の自粛要請（庁内） R2.4.7～ ・職員向け感染予防に係る健康チェック表の取り組み及び感染が疑われる場合の取り扱いについて通知（庁内） R2.4.9 ・職員向け感染症の発生段階における業務執行体制を決定（庁内） R2.4.13 ・上記業務執行体制と業務体制の確保方策の通知 R2.4.15 ・「来庁者の皆様へ」のチラシの掲示の通知（庁内） R2.4.14 ・職員向けまん延防止のための出勤者削減（2交代制）の通知（庁内） R2.4.27（出勤者削減の期間 R2.4.30～R2.5.8） ・交替勤務実施の HP 及び所属の入口への掲示（庁内） R2.4.28 ・職員向け感染予防に係る健康チェック表の取り組み及び感染が疑われる場合の取り扱いについて変更の通知（庁内） R2.7.9・	
2021 R3	・市公式 YouTube へコロナに係る市長メッセージ配信（R3：5 回、R4：2 回）（市民） ・職員向け感染症にかかる「特別休暇」の取り扱い通知（庁内） R3.4.19 ・職員向け感染症にかかる「特別休暇」の取り扱い区分の見直しに係る通知（庁内） R3.5.7 ・職員が感染した場合の公表基準の決定（庁内） R3.5.15	

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

	・職員向けワクチン接種に係る服務上の取り扱い通知（庁内） R3.6.9 ・職員向け感染予防の徹底について通知（庁内） R3.8.20（徹底する期間： R3.8.20～R3.9.12） ・職員向け行動制限の緩和（R3.10.15～当分の間）通知（庁内） R3.10.13 ・職員向け感染予防の徹底（R4.1.17～当分の間）通知（庁内） R4.1.17 ・職員向け感染症にかかる「特別休暇」の取扱いの変更に係る通知（庁内） R4.2.7	
2022 R4	・職員向け再拡大防止期間に係る感染予防の徹底（R4.3.22～R4.5.15）通知（庁内） ・職員が感染した場合の公表基準の変更（庁内） R3.8.5 ・職員向け感染症「第7波」への対応徹底の通知（庁内） R4.8.8 ・職員向け感染症にかかる「特別休暇」の取扱いの変更に係る通知（庁内） R4.9.21 ・職員向け感染症「第8波」への対応の通知（庁内） R4.12.1 ・職員向け感染予防の徹底について通知（庁内） R4.11.9	
2023 R5		
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
・職員対応では、他団体との情報共有の重要性。 ・市民への情報提供については、より良い方法の模索が必要である。		

新型コロナウイルス感染症対策特設サイト

市長メッセージ

- 市長メッセージ

感染症対策などの情報

- 感染症対策などの情報
- 新型コロナウイルスワクチン

経済支援情報（個人向け）

- 特別定額給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 商品券・クーポン
- その他の支援（個人向け）

経済支援情報（事業者向け）

- 経済支援（事業者向け）

施設・イベントなどの情報

- 施設・イベントなどの情報

市税・保険料などの情報

- 市税・保険料などの情報

新型コロナウイルス感染症対策特設サイト

[印刷ページ表示](#)
[Tweet](#)
[シェアする](#)
[LINEで送る](#)

更新日：2022年11月11日更新

新着情報

[角田市新型コロナウイルスワクチン特別臨時接種および市予約受付窓口の終了について](#)（2024年3月29日更新）

[角田市新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種終了のお知らせ](#)（2024年2月6日更新）

[角田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの閉鎖について](#)（2024年1月11日更新）

[新着情報のRSS](#)
[新着情報の一覧](#)

新型コロナウイルスワクチン接種をインターネットで予約できます

下記の予約サイト入口からご利用ください。



新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：防災安全課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
避難所における新型コロナウイルス感染症への対応		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元		
2020 R2	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 ※新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、令和2年4月16日、特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に発令、5月14日、政府対策本部会議において、緊急事態宣言の対象区域が変更され、宮城県の緊急事態措置は解除になったものの、これから、本格的な出水期を迎えるにあたり今後発生が予想される自然災害時に開設する避難所の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。	
2021 R3	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 ※同上	
2022 R4	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 ※同上	
2023 R5		
III 課題や今後へ向けての教訓等		

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

1 目 的

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、令和2年4月16日、特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に発令、5月14日、政府対策本部会議において、緊急事態宣言の対象区域が変更され、宮城県の緊急事態措置は解除になったものの、これから、本格的な出水期を迎えるにあたり今後発生が予想される自然災害時に開設する避難所の新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

2 内閣府通知等

- (1) 別添第1「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
府政防第779号、消防災第62号、健感発0401第1号（令和2年4月1日）
- (2) 別添第2「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」業務連絡（令和2年4月7日）

3 内閣府留意事項（別添第2参照）

- (1) 可能な限り多くの避難所の開設
- (2) 親戚や友人の家等への避難の検討
- (3) 自宅療養者等の避難の検討
- (4) 避難者の健康状態の確認
- (5) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- (6) 避難所の衛生環境の確保
- (7) 十分な換気の実施、スペースの確保等
- (8) 発熱、咳等の症状がでた者のための専用のスペースの確保
- (9) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

4 角田市の対応

(1) 指定避難所の開設（基準）

小中学校等避難所の開設（避難者の過密状態防止、専用スペースの確保等）

- ア 総合保健福祉センター
- イ 角田市市民センター
- ウ 角田中学校
- エ 横倉小学校
- オ 小田自治センター
- カ 枝野小学校
- キ 金津中学校
- ク 東根小学校
- ケ 桜小学校
- コ 北郷小学校
- サ 西根小学校
- シ アイリスオーヤマ（株）角田工場

(2) 親戚や友人の家等への避難の周知

避難所が過密状態になることを防ぐため、市が指定した避難所への避難だけでなく、可能な場合は親戚や友人の家等への避難、また、自宅等の安全な場所への避難も検討していただくよう周知する。（ホームページ等で周知する。）

(3) 避難者の健康状態の確認

健康状態の確認、検温を実施する。（各自で体温の確認とホームページ等で体温計の準備を周知する。）

(4) 手洗い、咳エチケットの徹底

断水等の影響がない場合、頻繁に手洗いを実施するとともに、マスクを着用し、咳エチケットを徹底する。

(5) 避難所の衛生環境の確保

物品等、定期的及び汚れがある場合、家庭用洗剤を用いた清掃を実施する。

(6) 十分な換気の実施、スペースの確保等

避難所内は、十分な換気とともに避難者が十分なスペース（1 m～2 m程度）を確保できるように努める。

(7) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

ア 発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペース(部屋)を確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用トイレの確保を検討する。
(動線含む。)

イ 同じ兆候・症状のある人をやむを得ず同室にする場合は、パーテーション等で区切るなど処置する。

(8) 自宅療養者等避難の検討(新型コロナウイルス軽症者等が発生した場合)

新型コロナウイルス軽症者等が避難を要する場合、保健所の指示により対応する。

(9) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健所の指示により対応する。

(新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。)

(10) 避難所に準備すべき物品

石鹼、アルコール手指消毒液、マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)、体温計、パーテーション等

府政防第 779 号
消 防 災 第 62 号
健感発 0401 第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
（公印省略）

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部
防災課長
（公印省略）

厚 生 労 働 省 健 康 局
結核感染症課長
（公印省略）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いいたします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

（日本環境感染学会HP）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月7日
事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011 年 3 月 24 日版
平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金
「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）
作成

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（十分な換気の実施、スペースの確保等）

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（平成 28 年 4 月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房 HP）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会 HP）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、館野（たての）

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤

TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：企画デジタル課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・感染症対策における働き方改革のインフラ整備		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・特になし	
2020 R2	・テレワークシステムの整備（庁内向け） ・Web会議システムの整備（庁内向け） ・特別定額給付金に係るパソコン等の整備（庁内向け） ※コロナ交付金充当	役務費（通信回線）、賃貸借料（PCのリース）
2021 R3	・「情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の施行（市民向け） ※市のすべて手続きをオンライン申請できるための条例	
2022 R4	・各種オンライン申請システムの整備（市民向け） ・キャッシュレスレジの整備（市民向け） ※デジ田補助金＋コロナ交付金を充当	役務費（クラウド利用料）、委託料（システム構築業務委託）
2023 R5	・公共施設のオンライン予約の整備（市民向け） ※デジ田補助金のみ	委託料（システム構築業務委託）
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・各課の対応がアナログな部分が多く、他市町村で実施したデジタル技術を使った対策ができなかった。現場部門でその場限りの対応でなくデジタル技術を使った時代に即した対策がとれるよう日頃から勉強が必要。		

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設された。

1 予算額(国)

- ① 令和2年度国の補正予算(第1号) 1兆円
- ② 令和2年度国の補正予算(第2号) 2兆円
- ③ 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費 約3兆3,792億円
- ④ 令和2年度国の補正予算(第3号) 1兆5,000億円

2 交付対象

実施計画を策定する地方公共団体(都道府県・市町村)

3 交付方法

コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付金を交付

4 交付金充当額(角田市)

624,748千円

5 交付金対象事業(角田市)

次ページ以降の通り

5 交付金対象事業(角田市)

単位:円

NO	事業名	所管課	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
1	感染拡大防止事業	健康長寿課 総務課	・飛沫感染対策のため、窓口等へのスクリーンの設置	1,350,030	1,350,030	感染症の予防と市民の安心安全な活動につながった
2	公共的空間安全・安心確保事業	健康長寿課	・非接触放射温度計(20台)の購入	818,400	818,400	感染拡大防止と市民の安心安全な活動につながった
3	感染拡大防止事業	健康長寿課 選挙管理委員会 税務課	・感染拡大防止のための資材等購入(マスク、消毒薬、ゴム手袋等) ・感染症対策事業のお知らせ等配付に係る経費	11,316,875	11,316,875	感染症の予防と市民の安心安全な活動につながった
4	防災活動支援事業	健康長寿課 防災安全課	・新型コロナ対策として、避難所に備蓄するための消毒薬等の購入	9,547,053	9,547,053	避難所における感染症対策の強化が図られた
5	角田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	商工観光課	・緊急事態宣言に基づく休業要請等に全面的に応じた事業者に対し、協力金30万円を交付	46,310,016	15,510,016	営業時間短縮等の協力をいただいた事業者への支援が図られた
6	角田市中小企業振興資金新型コロナウイルス感染症対策利子助成金	商工観光課	・直近1か月の売上が前年同月に比し5%以上～15%未満減少した中小企業等へ利子の1.2%を助成	228,132	228,132	中小企業振興資金による融資を受けた事業者の利子負担の軽減が図られた
7	角田市商工会新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	商工観光課	・角田市商工会が実施する経営改善普及事業及び地域総合振興事業に係る経費の一部を支援	6,000,000	6,000,000	感染症の影響を受けた小規模事業者の経営改善等に寄与した
8	おいしいかくだ応援クーポン事業	商工観光課	・1世帯2,000円分のクーポン券を配布し、使用されたクーポン券相当金額を、登録店に対し補助	17,266,410	17,266,410	利用客が減少した事業者への支援が図られた
9	角田市小規模事業者事業継続応援金	商工観光課	・新型コロナの影響で、ひと月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者に応援金を支給	78,680,946	39,880,946	売上が減少した事業者の事業継続の下支えが図られた
10	新型コロナウイルス感染症対策臨時特別出産給付金	子育て支援課	・令和2年4月28日以降の出生児の保護者へ給付(103名)	10,407,067	10,407,067	子育て家庭における経済的負担の軽減が図られた
11	地域消費喚起緊急支援事業費補助金(かくだ3割増商品券事業)	商工観光課	・割増商品券を発行する団体(角田市商工会)に対し、割増分の事業費を補助(10/10)	81,714,000	81,714,000	感染症拡大の影響で低迷した購買意欲を喚起することで消費の拡大と地域経済回復の一助となった
12	地域消費喚起緊急支援事業費補助金(角田スタンプ会特別ポイント事業)	商工観光課	・買物ポイント事業を実施する団体(角田スタンプ会)に対し、特別ポイント費等を補助(10/10)	3,894,000	3,894,000	購買意欲の喚起と商店街等の活性化の一助となった
13	角田市新型コロナウイルス感染症対策在宅介護支援給付金	健康長寿課	・居宅介護サービス利用者を支援するため、1人につき、1万円を支給	10,562,029	10,562,029	居宅介護サービス利用者の在宅での感染症対策に係る生活支援を図られた
14	阿武隈急行線利用促進通学定期券補助金	まちづくり政策課	・阿武隈急行線を利用して通学する市民(学生)に対し、定期券の購入費用の一部を補助	7,572,460	7,572,460	感染拡大の影響により利用者が減少した阿武隈急行線の利用促進と通学定期券利用者の経済的負担軽減を図った
15	阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金	まちづくり政策課	・地域生活維持のために運行体制を維持した阿武隈急行線を沿線自治体等が協調し経営を支援	328,000,000	41,179,000	市民の移動手段の維持・確保が図られた
16	アフターコロナ地方移住促進PR事業	まちづくり政策課	・移住希望者に市のイメージを伝えるツールを作成(ぬいぐるみ等の制作、PR動画の作成)	2,665,300	2,665,300	感染症拡大の影響により増加した都市部からの移住希望者へ3密リスクの低い田舎暮らしのPRを図った
17	新型コロナウイルス感染症拡大予防に対応した住民自治活動等支援金	まちづくり政策課	・感染拡大防止を図るため、行政区集会所に設置する感染拡大防止対策用物品等を購入	1,860,000	1,860,000	感染拡大防止と地域住民の感染予防が図られた
18	防災活動支援事業	防災安全課	・新型コロナに対応した避難所運営を図るため、必要な資材等を購入	14,406,371	13,306,371	避難所における感染症対策の強化が図られた

NO	事業名	所管課	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
19	新型コロナウイルス感染症対策医療・介護施設特別応援金支給事業	健康長寿課	・医療機関及び介護サービス事業所に対し応援金を支給（病院：100万円、診療所（医科、歯科）：50万円、薬局：10万円、指定介護老人福祉施設等：50万円、特定施設入居者生活介護等：25万円、その他介護サービス事業所：10万円）	23,250,000	23,250,000	医療及び介護サービスの提供体制の維持・確保が図られた
20	和牛生産経営継続支援金支給事業	農林振興課	・肥育牛及び繁殖牛生産者等に対し、和牛保有に係る経費等の一部を支給	14,242,180	14,242,180	売上高が減少した肥育及び繁殖牛生産者の事業継続が図られた
21	角田産牛肉消費促進事業	農林振興課	・角田産牛肉の販売促進のため実施するイベントに対し、経費等の一部を助成	1,982,318	1,982,318	牛肉の需要が落ち込む中、販売促進、産地としてのPRを行うことで生産者の経営意欲の向上が図られた
22	農林業経営継続応援金支給事業	農林振興課	・市内の農林業者に対して、営農活動の維持又は継続を支援するため、応援金を支給	10,240,110	40,110	売上高が減少した農林業者の事業活動の維持継続が図られた
23	誘致企業等新型コロナウイルス感染症対策支援金支給事業	商工観光課	・誘致企業等に対し、新型コロナの影響による事業継続・雇用維持の負担軽減のため、支援金を支給	16,506,050	16,506,050	誘致企業等の事業継続・雇用維持に係る負担軽減が図られた
24	地域消費喚起緊急支援事業	商工観光課	・角田市商工会が実施する市内飲食店で利用可能なチケット販売事業に対し補助（10/10）	2,200,000	2,200,000	利用者が減少した市内飲食店への誘客及び外食産業の利用促進の一助となった
25	学習指導員及びスクールサポートスタッフ配置事業	教育総務課	・感染症対策に伴う学校現場への支援のため、学習指導員とスクールサポートスタッフを配置	1,094,080	997,391	児童生徒の学びの保障と教職員の負担軽減が図られた
26	学校保健特別対策事業費補助金	教育総務課	・学校再開等にあたり、感染拡大防止を図るため、保健衛生用品等を購入	692,121	347,121	児童生徒及び保護者の不安軽減と感染予防が図られた
27	自治センター空調設備整備事業	まちづくり政策課	・感染拡大防止を図るため、各自治センター（横倉、小田、藤尾、枝野、西根）に冷暖房空調設備を設置	4,048,000	4,048,000	感染拡大防止と地域住民の感染予防が図られた
28	学校施設環境改善交付金	生涯学習課	・感染症対策として総合体育館トレーニング室・武道場に全熱交換型換気扇及びエアコン、スポーツ交流館多目的ホールに全熱交換型換気扇を整備	62,363,400	21,847,000	感染拡大防止と利用者の不安解消、感染予防が図られた
30	スポーツ施設における換気設備設置事業	生涯学習課	・感染症対策として総合体育館更衣室、スポーツ交流館交流室・和室等、屋内プール更衣室に換気設備（外気処理エアコン等）を整備	23,607,100	23,607,000	感染拡大防止と利用者の不安解消、感染予防が図られた
31	庁舎全熱交換型換気設備設置事業	総務課	・市庁舎の会議室等において常時室内の換気を図るため全熱交換型換気設備の設置	17,435,000	17,435,000	感染拡大防止と会議出席者の不安解消、感染予防が図られた
32	テレワーク環境整備事業	財政課	・閉域モバイル通信網によるテレワーク環境の整備（ノートPC10台及び回線使用料等）	2,041,721	2,041,721	感染拡大防止と業務継続の担保が図られた
33	阿武隈急行利用促進事業	まちづくり政策課	・利用促進を図るため、阿武隈急行線沿線自治体の協調により企画切符の制作・購入を支援	8,551,000	1,735,000	感染拡大の影響により利用者が減少した阿武隈急行線の利用促進及び市民の移動手段の維持・確保が図られた
34	幼児教育・保育施設特別応援金支給事業	子育て支援課	・市内の民間保育所等の事業者に対して、コロナ禍における保育サービス提供体制の維持を目的とした応援金を支給（施設定員50人以上：500千円×4施設、施設定員50人未満：250千円×5施設）	3,276,490	3,276,490	保育サービス提供体制の維持が図られた

NO	事業名	所管課	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
35	角田児童センター外気入替型エアコン設置事業	子育て支援課	・新型コロナウイルス感染症対策として、角田児童センターに外気入替型エアコン(1台)を導入	880,000	880,000	感染拡大防止と児童の感染予防が図られた
36	インフルエンザワクチン接種料助成事業	健康長寿課	・0歳～18歳を対象に、インフルエンザワクチン接種料の一部(3,500円)を助成	4,926,000	4,926,000	インフルエンザと新型コロナへの同時感染のリスクの低減が図られた
37	防災活動支援事業	防災安全課	・新型コロナに対応するため、自主防災組織で運営する避難所に配布する避難所運営用品等の購入	12,526,081	11,926,081	避難所における感染症対策の強化が図られた
38	障害者施設特別応援金支給事業	社会福祉課	・障害福祉サービスを行う施設、障害児通所支援を行う施設の、9施設に応援金を支給	2,138,353	2,138,353	障害者施設の維持・確保が図られた
39	新型コロナウイルス感染症農林業災害対策資金利子補給事業	農林振興課	・事業を実施するも利用者なし	0	0	事業を実施するも利用者なし
40	角田駅コミュニティプラザ空調・換気設備改修事業	商工観光課	・市の避難所に指定されている施設の新型コロナ対策として、空調及び換気設備を改修	15,345,000	15,345,000	感染症の予防と市民の安心安全な活動につながった
41	新型コロナウイルス感染症対策就学時健康診断事業	教育総務課	・3密を避けるため、就学時健康診断を1日追加で実施	211,970	211,970	感染拡大防止と未就学児の感染予防が図られた
42	新型コロナウイルス感染症対策校外学習等送迎事業	教育総務課	・バスでの校外学習等実施の際、3密対策により乗車人数が制限されたための追加送迎委託業務の実施	94,600	94,600	児童生徒の感染症予防と学習保障が図られた
43	郷土資料館換気設備設置事業	郷土資料館	・郷土資料館座敷に外気処理型エアコンを設置し室内の換気を図り、来館者の予防対策を実施	792,000	792,000	感染拡大防止と来館者の感染予防が図られた
44	学校保健特別対策事業費補助金	教育総務課	・感染症対策に必要な物品及び学習保障のためのPC端末等の購入	12,505,296	6,255,296	児童生徒の感染症予防と学習保障が図られた
45	GIGAスクール端末導入事業	教育総務課	・GIGAスクール構想実現のため、1人1台PC端末等を購入	188,879,437	120,859,437	児童生徒の感染症予防と学習保障が図られた
46	公立学校情報機器整備費補助金	教育総務課	・導入されるICT機器等の運用に係るセキュリティポリシー策定等委託業務の実施	3,850,000	1,925,000	児童生徒の感染症予防と学習保障が図られた
47	障害者総合支援事業費補助金	社会福祉課	・放課後等デイサービスの利用者5人に対し、負担額を補助	5,082	2,082	放課後等デイサービス利用者の経済的負担の軽減が図られた
48	生活困窮世帯商品券給付事業	社会福祉課	・単身世帯(13,000円相当)33世帯、2人以上世帯(26,000円相当)69世帯に給付	1,765,180	1,765,180	生活困窮者の消費に与える影響の緩和と地域経済の活性化が図られた
49	生活困窮世帯商品券臨時給付事業	社会福祉課	・生活困窮世帯商品券の給付を受けた102世帯(30,000円)に対し追加給付	3,103,700	3,103,700	生活困窮者の消費に与える影響の緩和と地域経済の活性化が図られた
50	学校給食費無償化事業	給食センター	・令和3年1～3月徴収(9期・10期)の学校給食費納付金を無償とし、小・中学生の保護者を支援	35,309,909	17,958,031	小・中学生の保護者の経済的な負担の軽減が図られた
51	デマンド型乗合タクシー運行維持事業	まちづくり政策課	・新型コロナの影響で運賃収入が減少しているデマンド型乗合タクシーの運行維持を図るため、運行経費を支援	29,339	29,339	市民の移動手段の維持・確保が図られた
52	みやぎ県南中核病院感染症対応経営支援事業	健康長寿課	・新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けているみやぎ県南中核病院に対する支援として負担金を交付	100,000,000	25,480,000	医療体制の維持・確保が図られた
53	飲食事業者等事業継続応援金支給事業	商工観光課	・新型コロナの影響により、月の売上が前年同月比で20%以上減少している事業者へ応援金を支給	36,935,791	2,422,461	売上が減少した飲食事業者の事業継続の下支えが図られた
合 計				1,243,426,397	624,748,000	

令和３年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

対象事業等の概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設された。当該交付金の令和３年度の活用状況の概要を報告するものです。

１ 予算額（国）

令和２年度第１次補正予算	１兆円
令和２年度第２次補正予算	２兆円
令和２年度第３次補正予算	１兆５,０００億円
令和３年度補正予算	６兆７,９６９億円
予備費	４兆６,７９２億円
合計	１５兆９,７６０億円

※端数処理の関係から各予算の総数と合計の数値は一致しない。

２ 交付対象・交付方法

地方公共団体（都道府県・市町村）が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

３ 交付金充当額（角田市）

１億１,９６０万８千円

４ 交付金対象事業（角田市）

別紙

５ 令和３年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した主な事業

別紙

4 交付金対象事業(角田市)

単位:千円

番号	事業名	所管課	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
Ⅰ マスク・消毒液等の確保						
1	自治センター空調設備設置事業	まちづくり政策課	・感染拡大防止を図るため、枝野・西根自治センターに冷暖房空調設備を設置	1,628	1,628	感染拡大の防止 や低減に繋がった
2	庁舎全熱交換型換気設備設置事業	総務課	・感染拡大防止を図るため、市役所庁舎事務室等に全熱交換型換気設備を設置	5,390	5,390	感染拡大の防止 や低減に繋がった
3	新型コロナウイルス感染症対策事業	健康長寿課	・公共施設での感染拡大防止のための資材等を購入(消毒薬、ゴム手袋、サーマルカメラ等)	2,000	2,000	感染拡大の防止 や低減に繋がった
4	スポーツ施設における空調設備設置事業	生涯学習課	・感染拡大防止を図るため、屋内温水プール内多目的ホールに空調設備を設置	1,152	1,152	感染拡大の防止 や低減に繋がった
5	新型コロナウイルス感染症対策事業	教育総務課	・小中学校での感染拡大防止のため、換気の目安を判断するCO2モニターを購入	984	984	感染拡大の防止 や低減に繋がった
6	保育対策総合支援事業費補助金	子育て支援課	・公立保育所及び私立保育所での感染拡大防止のための資材等を購入(マスク、消毒薬、ゴム手袋)	2,411	1,200	感染拡大の防止 や低減に繋がった
Ⅱ 検査体制の強化と感染の早期発見						
7	疾病予防対策事業費等補助金	健康長寿課	・ワクチン接種の情報登録に対応するための健康管理システムの改修	1,144	43	適切な管理体制 が構築できた
Ⅲ 情報発信の充実						
8	疾病予防対策事業費等補助金	健康長寿課	・ワクチン接種情報を含む健(検)診結果等の様式の標準化に対応するための健康管理システムの改修	1,749	344	システム標準化への 対応ができた
9	疾病予防対策事業費等補助金	健康長寿課	・ワクチン接種情報や健(検)診結果情報を健康管理システムへ連携するための健康管理システムの改修	2,717	357	システム標準化への 対応ができた
Ⅳ 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備						
10	学習指導員及びスクールサポートスタッフ配置事業	教育総務課	・感染症対策に伴う学校現場への支援のため、学習指導員とスクールサポートスタッフを配置	20,910	18,056	学習を保証し、教 職員の負担が軽減 できた
11	学校保健特別対策事業費補助金	教育総務課	・小中学校での感染拡大を防止するための保健衛生用消耗品やサーマルカメラを購入	9,086	4,493	児童生徒の教育 活動が継続できた
12	学校保健特別対策事業費補助金	教育総務課	・小中学校での感染拡大を防止するための保健衛生用消耗品を購入	1,110	549	児童生徒の教育 活動が継続できた

単位:千円

番号	事業名	所管課	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
13	公立学校情報機器整備費補助金	教育総務課	・小中学校に整備されたタブレット端末等ICT機器の活用方法についての学校からの問い合わせ支援や使用にあたっての児童生徒用ルールブック作成業務を委託	4,697	1,879	教員や児童生徒へ効果的に支援ができた
V 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援						
14	小規模事業者等事業継続応援金	商工観光課	・新型コロナの影響でひと月の売上高が前々年同期比で20%以上減少している小規模事業者に応援金を支給	33,900	19,900	事業活動の維持継続に寄与した
VI 生活に困っている世帯や個人への支援						
15	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	子育て支援課	・子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象とならない保護者に児童1人につき10万円を支給	12,116	12,116	子育て家庭の生活の安定等に寄与した
VII 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援						
16	阿武隈急行線利用促進通学定期券補助金	まちづくり政策課	・阿武隈急行線を利用して通学する市民(学生)に対し、定期券の購入費用の一部を補助	16,683	12,130	阿武隈急行利用者の負担が軽減された
17	阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金	まちづくり政策課	・地域生活維持のために運行体制を維持した阿武隈急行(株)を沿線自治体が協調し経営を支援	299,999	37,187	コロナ禍で利用者が急減した阿武急の運航が維持された
VIII リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速						
18	保育対策総合支援事業費補助金	子育て支援課	・私立保育所における保育の計画や記録、保護者との連絡等を行うためのシステム導入等の経費を支援	1,023	200	児童・保護者・保育所へ効果的な支援ができた
合 計				418,699	119,608	

令和４年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 対象事業等の概要

1. 制度の概要等

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が令和２年度に創設された。

令和４年度においては、令和３年度までの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に加え、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するための「（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」とエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するため、「（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されている。

これら交付金の令和４年度の活用状況の概要を報告する。

2 交付対象・交付方法

地方公共団体（都道府県・市町村）が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

3 交付金充当額（角田市） ３億８，６５１万円

（内訳 通常分 214,755 千円、原油価格物価高騰 84,157 千円、電力ガス食料品等 87,598 千円）

（参考）予算額（国）

令和２年度第１次、２次、３次補正予算	４兆５，０００億円
令和３年度補正予算	６兆７，９６９億円
令和４年度第２次補正予算	７，５００億円
予備費	５兆０，７９２億円
合 計	１７兆１，２６０億円

※端数処理の関係から各予算の総数と合計の数値は一致しない。

令和4年度 交付金対象事業内容と効果

単位:千円

番号	事業名 (所管課)	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
I 通常分			352,140	214,755	
1	阿武隈急行線利用促進通 学定期券補助金 (まちづくり推進課)	・阿武隈急行線を利用して通学する 市民(学生)に対し、定期券の購入費 用の一部を補助	19,361	19,361	令和4年3月の地震の影響により、効果 を正確に測ることは困難になったが、定 期券購入者数は前年と同様であったこ とから、鉄道利用への喚起が図れた。 目標:利用者数372,700人 実績:利用者数311,224人
2	阿武隈急行線新型コロナウ イルス感染症対応定時定 路線運行維持支援金 (まちづくり推進課)	・地域生活維持のために運行体制を 維持した阿武隈急行(株)を沿線自 治体が協調し経営を支援	40,952	40,952	阿武隈急行の通常運行の維持に貢献 した。令和4年3月の地震の影響での運 休はあったが、前年度と同様の運行本 数を維持した。(角田駅運行本数50本 を維持)
3	学校給食費負担軽減事業 (学校給食センター)	・令和4年9月以降の学校給食費納 付金を無償とし、小・中学生の保護者 を支援	38,480	34,410	物価高騰等に直面する保護者の経済 負担を軽減した。※番号13と同事業 目標:1,656名の児童生徒の保護者へ の支援 実績:1,870名の児童生徒の保護者へ の支援
4	学校給食費負担軽減助成 金交付事業 (学校給食センター)	・角田市立学校以外の小・中学校等 に在学する小・中学生及び食物アレ ルギー等の理由により学校給食を食 べることができない小・中学生の保 護者を支援	649	638	物価高騰等に直面する保護者の経済 負担を軽減した。 目標:50名の児童生徒の保護者への 支援 実績:22名の児童生徒の保護者への 支援
5	畜産経営飼料高騰等対策 補助金支給事業 (農林振興課)	・畜産経営者に対し、飼料価格高騰 分の経費の一部を支給	30,091	14,913	助成により畜産農家の経営維持に寄与 した。 目標:助成件数56件 実績:助成件数55件
6	生活応援商品券支給事業 (企画デジタル課)	・市民への生活支援と消費喚起によ る市内の経済活動の活性化を図るた め、全市民に商品券を支給	125,659	66,510	配布枚数に対し商品券の換金率は9 7%で、当初目標99%に及ばなかった が、市民への生活支援等に繋がった。
7	学校保健特別対策事業費 補助金 (教育総務課)	・小中学校での感染症対策に必要な 保健衛生用消耗品やタブレット端末 持ち帰り学習用のAC充電器を購入	7,509	3,752	全ての小中学校(8校)で臨時休校は 行われず、教育活動が継続できた。 新型コロナウイルス感染症により学級 閉鎖が行われた際、持ち帰り学習や担 任から児童生徒への連絡事項の伝達 などが効率的に行われた。
8	デジタル田園都市国家構 想推進交付金 (企画デジタル課)	・オンラインシステム等を導入し、「市 役所に来なければ手続できない」か ら「どこにいても手続できる」窓口業 務を実現する。	83,107	33,242	キャッシュレス決済や非来庁型のオンラ インシステムによる窓口業務を実現し た。
9	疾病予防対策事業費等補 助金 (健康長寿課)	・コロナ禍での検査控え等の影響が 出ている風しん抗体検査を行い、ワク チン接種につなげ、風しん発生及び まん延防止を図る。	1,690	90	目標の350人に対し、147人の受検で あったが、風疹のまん延防止に貢献し た。
10	地域少子化対策重点推進 交付金 (子育て支援課)	・産婦人科医・小児科医・助産師にオ ンラインで相談できることで新型コロナ ナ等の感染拡大防止と安心・安全を 確保する。	1,826	487	利用者の8割以上の方が「何かあった 時に相談できる安心感を得られるので ありがたい」との回答があり、安全安心 の確保が図れた。 システム利用者数目標:170人 システム利用者数実績:470人
11	保育対策総合支援事業費 補助金 (子育て支援課)	・公立保育所にICTシステムを導入 し、接触機会の減と新型コロナ等の 感染拡大防止、保育士等の業務負 担の軽減、保護者の利便性の向上を 図る。	2,816	400	児童の保護者と職員との接触機会の低 減と利便性向上が図れた。

単位:千円

番号	事業名 (所管課)	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
Ⅱ 原油価格・物価高騰対応分			86,060	84,157	
12	地域消費喚起緊急支援事業 (商工観光課)	・割増商品券を発行する団体(角田市商工会)に対し、割増分の事業費を補助(10/10)	65,792	65,792	市民生活の負担軽減の支援と、購買意欲喚起による地域経済の回復が図れた。 目標:商品券の換金率99%以上 実績:商品券の換金率99.7%
13	学校給食費負担軽減事業 (学校給食センター)	・令和4年9月以降の学校給食費納付金を無償とし、小・中学生の保護者を支援	20,268	18,365	物価高騰等に直面する保護者の経済負担を軽減した。※番号3と同事業 目標:1,656名の児童生徒の保護者への支援 実績:1,870名の児童生徒の保護者への支援
Ⅲ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分			104,495	87,598	
14	生活応援商品券支給事業 (企画デジタル課)	・市民への生活支援と消費喚起による市内の経済活動の活性化を図るため、全市民に商品券を支給	17,861	17,861	配布枚数に対し商品券の換金率は97%で、当初目標99%に及ばなかったが、市民への生活支援等に繋がった。
15	阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定路線運行維持支援金 (まちづくり推進課)	・地域生活維持のために運行体制を維持した阿武隈急行(株)を沿線自治体が協調し経営を支援	14,891	11,773	阿武隈急行の通常運行の維持に貢献した。令和4年3月の地震の影響での運休はあったが、前年度と同様の運行本数を維持した。(角田駅運行本数50本を維持)
16	保育施設等物価高騰対策補助金交付事業 (子育て支援課)	・物価高騰の影響を受けている市内の保育施設等を運営する者に対し、保育施設等物価高騰対策補助金を交付	4,350	3,439	全ての事業者(6事業者)が前年度と同様の施設運営を行うことができた。
17	農業資材高騰等対策補助金支給事業 (農林振興課)	・米や大豆、麦類を作付けする農家に対し、大幅に値上がりした生産資材や光熱動力費等の一部を補助し支援	61,688	48,820	農家の生産意欲や経営の維持に寄与した。 目標:助成件数922件 実績:助成件数918件
18	園芸農業資材高騰等対策補助金支給事業 (農林振興課)	・園芸農家に対し、大幅に値上がりした生産資材や光熱動力費等の一部を補助し支援	5,705	5,705	助成した園芸農家の生産意欲や経営の維持に寄与した。 目標:助成件数250件 実績:助成件数108件
合 計			542,695	386,510	

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 対象事業等の概要

1 制度の概要等

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が令和2年度に創設された。

また、令和4年度には、令和3年度までの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に加え、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するための「(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」とエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するため、「(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されている。

本交付金の令和5年度の活用状況の概要を報告する。

2 交付対象・交付方法

地方公共団体(都道府県・市町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

3 交付金充当額(角田市) 1億8,117万円

(参考) 予算額(国)

令和2年度第1次、2次、3次補正予算	4兆5,000億円
令和3年度補正予算	6兆7,969億円
令和4年度第2次補正予算	7,500億円
予備費	6兆2,792億円
合 計	18兆3,260億円

※端数処理の関係から各予算の総数と合計の数値は一致しない。

4 交付金対象事業(角田市)

単位:千円

番号	事業名 (所管課)	事業内容	総事業費	交付金 充当額	効果
1	原油価格・物価高騰等対策 支援給付金支給事業【低 所得者世帯給付金】 (社会福祉課)	・住民税非課税世帯等に対し、1世帯 当たり3万円を支給	83,001	83,001	物価高騰の影響により負担増が続く 中、特に家計への影響が大きい低所得 世帯(住民税非課税世帯等)の経済的 負担軽減を図った。 目標:交付対象者(2,849世帯)への 支給率90%以上 実績:2,727世帯(支給率95.7%)
2	地域消費喚起緊急支援事 業 (商工観光課)	・割増商品券を発行する団体(角田 市商工会)に対し、割増分の事業費 を補助(10/10)	65,795	65,795	市民生活の経済的負担の軽減と、購買 意欲喚起による地域経済の回復が図れ た。 目標:商品券の換金率99%以上 実績:商品券の換金率99.7%
3	畜産業飼料価格高騰対策 支援事業 (農林振興課)	・畜産経営者に対し、飼料の購入に 要する経費の一部を補助	30,018	30,018	飼料価格の高騰が続いている畜産農 家の経営維持に寄与した。 目標:交付対象者(畜産経営者56件) への支給率90%以上 実績:51件(支給率91%)
4	学校給食費負担軽減事業 (学校給食センター)	・学校給食費の一部を市で負担	5,256	2,356	令和5年度下半期にかかる市内小中 学校の学校給食162,812食の引上げ分 の保護者負担軽減を図った。
合 計			184,070	181,171	

※端数処理の関係から各事業の総数と合計の数値は一致しない。

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：まちづくり推進課（旧まちづくり交流課・まちづくり政策課）】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・デマンド型乗合タクシーにおける感染防止対策 ・阿武隈急行線利用促進策の展開 ・テレワークの普及と地方移住増加による移住促進 PR 業務 ・本庁・自治センターにおける感染防止対策（消毒用アルコール・衝立、空調設備） ・行政区における感染防止対策支援（地域づくり総合交付金と合わせて交付）		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	特になし	
2020 R2	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施策展開 ・阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助（2/3） ・阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金の交付 ・アフターコロナ地方移住促進 P R 事業 ・自治センター空調設備整備事業 ・新型コロナウイルス感染症拡大予防に対応した住民自治活動等支援金の交付（行政区集会所配置用手指消毒剤購入費） 窓口における消毒用アルコールや衝立等の設置	補助金・交付金 委託料 備品購入費 ※窓口用消毒用アルコール等は担当部署より
2021 R3	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施策展開 ・阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助（2/3） ・阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金の交付 ・自治センター空調設備整備事業 ※消毒用アルコール等の窓口における対策は引き続き実施	補助金・交付金 備品購入費

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

年度	概要	予算措置等
2022 R4	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した施策展開 ・阿武隈急行線利用促進通学定期券購入費補助（2/3） ・阿武隈急行線新型コロナウイルス感染症対応定時定路線運行維持支援金の交付 ※消毒用アルコール等の窓口における対策は引き続き実施	補助金・交付金
2023 R5	特になし （補助金はコロナ支援とは切り離して継続）	
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
・デマンド型乗合タクシーや阿武隈急行線への乗り控えがみられ、回復まで相当な時間を要した。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等： 税務課 】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・新型コロナウイルス感染症等対策として、市税等の徴収猶予、課税標準の特例、減免を実施 ・本部の指示により、窓口等への感染症対策		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元		
2020 R2	・市税等の徴収猶予（30 件） ・市税等の減免関係 ① 国民健康保険税（16 件） ② 後期高齢者医療保険料（3 件） ③ 介護保険料（10 件） ・令和 2 年 9 月から窓口での感染症対策のため、アルコールや衝立等を設置	2,891 千円 79 千円 454 千円 備品類は担当部署より
2021 R3	・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税等の課税標準の特例（7 件） ・市税等の減免関係 ① 国民健康保険税（11 件） ② 後期高齢者医療保険料（1 件） ③ 介護保険料（10 件） ・前年度より引き続き、窓口での対策を継続	1,543 千円 962 千円 13 千円 727 千円
2022 R4	・市税等の減免関係 ① 国民健康保険税（1 件） ② 介護保険料（1 件） ・前年度より引き続き、窓口での対策を継続	37 千円 64 千円
2023 R5	・前年度より引き続き、窓口での対策を継続	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・市民に対して、市税等の徴収猶予、特例、減免制度の周知の徹底 ・庁内連携、情報共有の徹底		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：市民課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部の指示により、窓口等への感染対策		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・令和2年2月より窓口での感染症対策のため、アルコールや衝立等を設置。朝、10時、15時に窓口、ソファ、記載台、ボールペン、事務室内の消毒作業。（手拭き） ・職員のマスク着用	※備品類は担当部署より ※品薄時期は担当部署より支給
2020 R2	・前年度より引き続き対策を継続	同上
2021 R3	・前年度より引き続き対策を継続 ・令和3年5月よりアルコール噴霧器による消毒作業。	同上 ・管財で購入
2022 R4	・前年度より引き続き対策を継続	同上
2023 R5	・前年度より引き続き対策を継続 ・本部指示により令和5年5月をもって、10時と15時の消毒作業を終了。 ※衝立は令和6年8月現在も設置中。	同上
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・市民課窓口には市民をはじめ外国人も多数訪れる。マスクの確保に苦労した。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：健康推進課（旧健康長寿課）】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び本部会議の開催 ・ 感染症予防に関する事務 ・ 予防接種健康被害調査委員会開催		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・ 感染症予防対策及び相談窓口設置（市民） ・ 新型インフルエンザ等対策本部の設置（庁内） ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議開催（5回、庁内） ・ イベント等開催の必要性検討や自粛の要請（市民等）	
2020 R2	・ 新型インフルエンザ等対策本部会議開催（6回、庁内） ・ 予防対策等の周知（市民） ・ 感染症予防啓発看板設置 ・ マスク、消毒用アルコール等を公共施設へ配置 ・ サーマルカメラを公共施設等へ設置（14基） ・ 新型コロナウイルス感染症対策医療施設等特別応援金支給 ・ 人間ドックの中止 ・ 特定健診の期間変更（7月→11月）	需用費（マスク、消毒用アルコール等） 備品費（サーマルカメラ） 委託料（看板） 負担金補助交付金（応援金）
2021 R3	・ 新型インフルエンザ等対策本部会議開催（6回、庁内） ・ 予防接種健康被害調査委員会開催（2回） ・ 消毒用アルコール等を公共施設へ配置 ・ サーマルカメラを公共施設等へ設置（10基）	需用費（マスク、消毒用アルコール等） 備品費（サーマルカメラ）
2022 R4	・ 予防接種健康被害調査委員会開催（2回） ・ 消毒用アルコール等を公共施設へ配置	需用費（消毒用アルコール等）
2023 R5	・ 新型インフルエンザ等対策本部会議開催（1回、庁内） ・ 新型インフルエンザ等対策本部の廃止（5/8、庁内） ・ 市内医療機関等へ備蓄マスクを配布	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・ 未曾有の災害であったことから市内医療機関との連携等に時間がかかった。 ・ 事務分掌として対策本部関連の事務があるが、実際には目の前の新型コロナウイルス感染症への対応が精一杯で、各課の対応を取りまとめられるところまで配慮できなかった。情報収集に特化した担当者（係）の設置や別部署で対応を行うなど、検討が必要である。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：社会福祉課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部等指示により、窓口等への感染症対策（来庁者及び職員向け） ・感染拡大の影響を受けている市民生活を支援するための給付事業 ・総合保健福祉センター内施設利用制限		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・ 椿の湯営業中止（R2.2.28～R3.12.13）（市民）	
2020 R2	・ 椿の湯営業中止（R2.2 月～R3.12.13）（市民） ・ 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となり総合保健福祉センター貸館中止（R3.3 月～R5.11 月）（市民） ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、障害福祉サービス等を行う施設に対し障害者施設特別応援金支給事業（事業者） ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、放課後等デイサービスの利用者に対し障害者総合支援事業費補助金（市民） ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、休業・失業等による収入減少世帯に対し生活困窮世帯商品券給付事業（市民） ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、生活困窮世帯商品券の給付を受けた世帯に対し生活困窮世帯商品券臨時給付事業（市民）	
2021 R3	・ 椿の湯営業中止（R2.2.28～R3.12.13）（市民） ・ 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となり総合保健福祉センター貸館中止（R3.3 月～R5.11 月）（市民） ・ ウエルパークコンサート中止（R3 年度～R4 年度）（市民） ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費負担金で生活困窮者自立支援金給付事業（市民） ・ 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業補助金で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業（市民）	
2022 R4	・ 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となり総合保健福祉センター貸館中止（R3.3 月～R5.11 月）（市民） ・ ウエルパークコンサート中止（R3 年度～R4 年度）（市民） ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費負担金で生活困窮者自立支援金給付事業（市民）	

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

2023 R5	・新型コロナウイルスワクチン集団接種会場となり総合保健福祉センター貸館中止（R3.3月～R5.11月）（市民） ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、住民税非課税世帯に対する原油価格・物価高騰等対策支援給付金支給事業（市民）	
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
・市民・利用者へ速やかに情報提供を行うこと。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：介護支援課（旧健康長寿課）】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・感染症対策等のため在宅介護サービス利用者や介護事業者へ給付金等を支給 ・本部の指示及び国の感染症対策ガイドラインに基づき、窓口、訪問等において感染症対策を実施 ・地域包括支援センターにおいては、感染症にかかる業務継続計画を策定し今後に備える。		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元		
2020 R2	・居宅介護サービス利用者に感染症対策に係る生活支援を行うために1人1万円を給付（新型コロナウイルス感染症対策在宅介護支援給付金支給事業）【市民向け】 ・介護サービスの提供体制の維持するため事業所に応援金を支給（新型コロナウイルス感染症対策介護施設特別応援金支給事業）【市内業者向け】	・10,562,029 円 ・8,450,000 円
2021 R3		
2022 R4	・原油価格高騰対策として介護サービス事業所に応援金を支給（原油価格高騰対策介護施設特別応援金支給事業）【市内業者向け】	・7,100,000 円
2023 R5	・地域包括支援センターにおいては、「感染症の予防及びまん延防止のための指針並びに感染症発症時における業務継続計画」を策定し、現状及び今後の新たな感染症へ備える【職員向け】。 ・物価高騰対策として介護サービス事業所に応援金を支給（エネルギー・食料品価格高騰対策介護施設特別応援金支給事業）【市内業者向け】	・7,300,000 円
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・業務継続計画の策定により、感染症対策の考え方等を整理できたが、感染症の種類によって対応が変わることから、常に、最新の情報を踏まえた見直しを行う必要がある。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：介護支援課（旧健康長寿課）】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部の指示、国等のガイドラインに基づき、老人福祉センター、婦人研修センター、地域包括支援センターにおいて感染症対策を実施		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・本部の指示、国等のガイドラインに基づき、老人福祉センター、婦人研修センター、地域包括支援センターにおいて感染症対策を実施 ・本部の指示により、老人福祉センター・婦人研修センターの利用制限又は一時閉鎖	（本部より感染症対策物品の配布あり）
2020 R2	↓	↓
2021 R3	↓	↓
2022 R4	↓	↓
2023 R5	・5類移行に伴い通常の感染症対策に切り替え	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・今回の経験、ノウハウを継承していく		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：子育て支援課（子育て支援係）】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・感染対策による手当等の申請の郵送による実施 ・コロナ感染症対策に係る給付金の支給（国の施策等） ・コロナ感染症対策に係る出産祝金の支給（地方創生臨時交付金事業）		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元		
2020 R2	・小学校入学祝子育て応援券の申請を郵送により実施（市民） ・児童手当の現況届の提出を郵送により実施（市民） ・新型コロナウイルス感染症対策臨時特別出産給付金支給（市民） （出生児1人につき10万円） ・ひとり親世帯への臨時特別給付金支給（市民） （1世帯当たり5万円、第2子以降一人につき3万円） ・子育て世帯への臨時特別給付金支給（市民） （児童手当を受給する世帯へ、児童一人あたり1万円支給）	役務費 扶助費
2021 R3	・児童手当の現況届の提出を郵送により実施（市民） ・子育て世帯生活支援特別給付金支給（ひとり親世帯）（市民） （児童一人当たり5万円） ・子育て世帯生活支援特別給付金支給（ひとり親世帯以外）（市民） （児童一人当たり5万円）	役務費 扶助費
2022 R4	・子育て世帯生活支援特別給付金支給（ひとり親世帯）（市民） （児童一人当たり5万円） ・子育て世帯生活支援特別給付金支給（ひとり親世帯以外）（市民） （児童一人当たり5万円）	扶助費
2023 R5		
III 課題や今後へ向けての教訓等		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：子育て支援課（児童相談係）】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・相談対応時や会議開催時の感染症対策 等		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・特になし	
2020 R2	・要保護児童対策地域協議会実務者会議について、R2.7月の開催は密を避けるため、行政機関が参集しての会議と、児童の所属機関を子育て支援課が巡回する形に分けて開催した。 また、R2.11月及びR3.2月の開催は、時間帯を「前半」「後半」「在宅児のみ」の3回に分け、マスク着用、室内の換気や入替え時の机等の消毒をする等、感染症対策を実施した。 ・相談対応時の感染対策（マスク、手指消毒等）	
2021 R3	・会議では、参集時間帯を分け、密になることを避けたり、マスク着用、室内の換気や入替え時の机等の消毒等、感染症対策を継続した。 ・相談対応時の感染対策（マスク、手指消毒等）	
2022 R4	・継続実施	
2023 R5	・継続実施	
III 課題や今後へ向けての教訓等		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：子育て支援課（保育係）】

Ⅰ 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部の指示により、窓口等への感染症対策を実施		
Ⅱ これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元		
2020 R2	・市内保育施設等に対し角田市保育環境改善等事業費補助金を交付（市民） - 定員 19 人以下：30 万円以内 - 定員 20 人以上 59 人以下：40 万円以内 - 定員 60 人以上：50 万円以内 ・市内保育施設等に対し角田市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金を交付（市民） 1 施設につき 50 万円を上限とする。 ＜補助対象：コロナ対策物品購入＞	補助金 補助金
2021 R3	・市内保育施設等に対し角田市保育環境改善等事業費補助金（コロナ対策物品購入補助）を交付（市民） - 定員 19 人以下：30 万円以内 - 定員 20 人以上 59 人以下：40 万円以内 - 定員 60 人以上：50 万円以内 ＜補助対象：コロナ対策物品購入＞	補助金
2022 R4	・市内保育施設等に対し角田市保育施設等物価高騰対策補助金を交付（市民） - 保育所、認定こども園又は地域型保育事業所 利用者 1 人当たり 12,000 円 - 幼稚園 利用者 1 人当たり 6,000 円 ＜補助対象：光熱費等の物価高騰影響分＞	補助金
2023 R5		
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
・庁内連携、情報共有の徹底が必要 ・保育施設等が対象となる補助メニューの情報収集が必要		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：子育て支援課（母子保健係）】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・妊婦へのアベノマスクの配布 ・乳幼児健診での 3 密を避けるため、会場の分散、受付時間の分散、物品のアルコール消毒の徹底、フェイスシールドの着用、おもちゃの使用禁止	
2020 R2	・乳幼児健診での 3 密を避けるため、会場の分散、受付時間の分散、物品のアルコール消毒の徹底、フェイスシールドの着用、おもちゃの使用禁止	
2021 R3	・乳幼児健診での 3 密を避けるため、会場の分散、受付時間の分散、物品のアルコール消毒の徹底、フェイスシールドの着用、おもちゃの使用禁止	
2022 R4	・乳幼児健診での 3 密を避けるため、会場の分散、受付時間の分散、物品のアルコール消毒の徹底、フェイスシールドの着用、おもちゃの使用禁止	
2023 R5		
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・乳幼児健診では、従事スタッフ自身も感染が相次ぎ、実施が難しく延期をしたものもあったが、感染者が出た場合には早めに判断することが重要。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：農林振興課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・ 営農活動の継続による支援事務		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	なし	
2020 R2	・ 農林業経営継続応援金支給事業（10,200,000 円） 営農活動に支障が生じた農林業者に対し応援金支給 ・ 畜産（和牛生産）経営継続支援事業（14,225,000 円） 畜産経営に支障が生じた畜産業者に対し支援金を助成 ・ 角田産牛肉消費促進事業費補助金（1,982,318 円） 角田産牛肉販売促進イベント開催経費に対する補助	補助金等
2021 R3	・ 角田産牛肉消費促進事業費補助金（788,482 円） 角田産牛肉販売促進イベント開催経費に対する補助 ・ 令和 4 年産米生産振興特別助成事業（86,321,156 円） 稲作の作付けに必要な経費の一部を助成 ・ 作付転換営農継続支援事業補助金（5,093,700 円） 作付転換する農業者に対し、営農継続のための生産資材等の一部を助成	補助金等
2022 R4	・ 施設園芸燃油価格高騰対策支援事業（474,530 円） A 重油および灯油の購入経費の一部助成 ・ 園芸農業資材価格高騰対策支援金交付事業（5,705,210 円） 農業用資材高騰により、営農継続のため支援金を助成 ・ 畜産業飼料価格高騰対策支援事業（30,090,860 円） 飼料価格高騰により、経営継続のための支援金を助成 ・ 角田産牛肉消費促進事業費補助金（1,481,917 円） 角田産牛肉販売促進イベント開催経費に対する補助	補助金等
2023 R5	なし	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・ 当課においては特にはないが、農業者団体等と情報共有し早期に対策を実施できるとより感染症対策の一助となったと思われる。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：商工観光課・商工振興関係】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
○市内中小企業者に対する補助金等の交付による事業継続支援業務（市民） ○感染症拡大で低迷した地域経済の回復に係る支援業務（市民）		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・商工会への情報提供 ・市内誘致企業等への情報提供	
2020 R2	(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業 ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業 ② 中小企業振興資金新型コロナウイルス感染症対応利子助成事業（振興資金融資利用事業者 15 件） ③ 角田市商工会新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 ④ おいしくかくだ応援クーポン事業 ⑤ 小規模事業者等事業継続応援金支給事業（売上の減少した小規模事業者 393 件） ⑥ 飲食事業者等事業継続応援金支給事業（売上の減少した飲食事業者 123 件） ⑦ 角田市商工会・かくだ 3 割増商品券発行事業費補助金 ⑧ 角田スタンプ会・特別ためとくポイント発行事業費補助金 ⑨ 誘致企業等新型コロナウイルス感染症対策支援金支給事業 ⑩ かくだ美酒 RUN 事業補助金 (2) 商店街等活性化推進事業費補助金（角田市商工会・スタンプラリー、イルミネーション事業等）	企画デジタル課資料 46,310,016 円 228,132 円 6,000,000 円 17,266,410 円 78,680,946 円 37,012,233 円 81,714,000 円 3,894,000 円 16,506,050 円 2,200,000 円 615,000 円
2021 R3	(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業 ① 小規模事業者等事業継続応援金支給事業（売上の減少した小規模事業者 339 件） (2) 中小企業振興資金新型コロナウイルス感染症対応利子助成事業（振興資金融資利用事業者 37 件） (3) 角田市商工会・かくだ 3 割増商品券発行事業費補助金 (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業（施設使用停止、営業時間の短縮等に協力した飲食店のべ 491 件） (5) 飲食事業者等事業継続応援金支給事業（売上の減少した飲食事業者 30 件）	企画デジタル課資料 34,132,967 円 2,966,451 円 65,843,000 円 269,748,884 円 9,011,517 円
2022	(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業	企画デジタル課資料

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

R4	① 角田市商工会・かくだ3割増商品券発行事業費補助金 (2) 中小企業振興資金新型コロナウイルス感染症対応利子助成事業（振興資金融資利用事業者 65 件） (3) 小規模事業者等事業継続応援金支給事業（売上の減少した小規模事業者 139 件） (4) 運送事業者等事業継続支援金交付事業（道路運送事業者等 20 件） (5) 中小企業者事業再建支援金交付事業（コロナ感染症及び福島県沖地震被災事業者 8 件）	65,792,000 円 14,214,733 円 7,184,000 円 7,708,880 円
2023 R5	(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業 ① 角田市商工会・かくだ3割増商品券発行事業費補助金 (2) 中小企業振興資金新型コロナウイルス感染症対応利子助成事業（振興資金融資利用事業者 61 件）	企画デジタル課資料 65,792,000 円 5,054,135 円
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
・商工会、市内誘致機企業等へ市の対応について情報提供や事業者側から情報収集を行い、状況把握に努めた。感染症に関する情報が関係機関に早期に伝達できるよう庁内の連絡調整や役割分担を確認しておくこと。 ・中小企業者等の事業継続、地域経済回復に係る財政支援については、各年度において国県補助金を活用して、状況に応じた補助金等の交付を行った。新規補助金の制度設計については、県、近隣市町と情報共有しながら対応した。 ・観光施設については、感染症拡大防止のための対応を行った。利用者が安心して施設を利用できるようアルコール消毒等による感染防止対策、感染症に関する情報掲示・ホームページによる情報提供。指定管理施設については指定管理者と情報共有を図り対応することが必要である。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：商工観光課・観光物産関係】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
○観光施設での感染拡大防止に係る対応業務（市民） ・本部の指示により、窓口等への感染症対策 ・角田市スペースタワーコスモハウスの利用制限（参考：別紙のとおり） ・パーティションやアルコール消毒等の設置 ・各イベント事業の開催中止		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	まつり関係 ・「第 9 回かくだ傘宇姫ひなまつり」中止	
2020 R2	まつり関係 ・「第 27 回かくだ宇宙っ子まつり」中止 施設管理関係 ・トイレの手乾燥機停止 ・室内でのイベント中止	
2021 R3	まつり関係 ・「第 28 回かくだ宇宙っ子まつり」中止 施設管理関係 ・トイレの手乾燥機停止 ・室内でのイベント中止 ・フードコートの客席 1 割減（道の駅かくだ）	
2022 R4	まつり関係 ・各種イベントでの感染対策の実施（アルコール消毒液の設置、マスクの着用、三密の回避、感染経路のため参加者名簿の記入） 施設管理関係 ・トイレの手乾燥機停止 ・室内でのイベント中止 ・フードコートの客席 1 割減（道の駅かくだ）	
2023 R5	無し	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・市民、利用者へ速やかに情報提供を行うこと。 ・運営管理を委託している施設については、指定管理団体との情報共有と連携を図ること。		

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

入館者の皆様へお願い

1 入場について

- (1) マスクを着用し、手指消毒剤をご使用のうえ御入館ください。
- (2) 発熱や体調不良の方はご入館いただけません。
- (3) 両手を広げてもぶつからない程度の距離を保ちましょう。
- (4) 当面の間、団体向けの宇宙ツアー及びスタッフによる館内説明は中止とします。

2 展示室・展望塔の見学について

- (1) 展示室への入館は一度に10人以内とさせていただきます。
- (2) 展望塔の利用は30名以内とさせていただきます。

3 学習棟の利用について

- (1) 利用時は1ブロック(長机2台)×2名までとします。※最大12名
- (2) 当面の間フリー工作は中止します。
- (3) 学習棟内での飲食は可能ですが、手を洗い衛生面に留意しましょう。

4 その他(スタッフによる取り組み)

- (1) 館内の換気・消毒を定期的を実施します。
- (2) 入館受付や売店レジの対応は飛沫感染対策をとらせていただきますのでご理解の程お願いいたします。

感染拡大防止のためご理解・ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：都市整備課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
角田市民ゴルフ場及びあぶくまパークゴルフ場における新型コロナウイルス感染症対策のための営業損失補償		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元		
2020 R2	新型コロナウイルス感染症対策のため、角田市から角田市民ゴルフ場及びあぶくまパークゴルフ場に休業要請を行ったことで発生した営業損失に対して補償を行ったもの。 ・角田市地域振興公社との協議4回（11/4、11/6、11/13、11/17） ・12月議会時に補正予算を計上し、損失補償分を措置 ・休業期間：令和2年4月14日～6月18日（66日間）	補償補填及び賠償金 市 民 ゴ ル フ 場 ： 6,021,098 円 パ ー ク ゴ ル フ 場 ： 589,660 円
2021 R3		
2022 R4		
2023 R5		
III 課題や今後へ向けての教訓等		
角田市から地域振興公社へ休業を要請して営業を中止したことで損失補償が発生したものである。屋外スポーツであるため、休業要請をすべきか否かの判断のほか、要請する場合のタイミング・期間等についての判断が難しい。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：教育総務課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
●学校保健安全法第 19 条における出席停止及び 20 条における臨時休業措置。 ●国・県・市の方針や感染状況を踏まえ、随時、市教育委員会としての対応方針を定め学校（場合により保護者）に通知する。		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	〔2 月〕 学校における感染症対策の方針について	
2020 R2	〔4 月〕 臨時休業及び学校活動再開の考え方について 臨時休業の継続と児童生徒の家庭学習支援について 臨時休業の延長について 〔5 月〕 臨時休業の再延長について 臨時休業の再延長について 臨時休業中の登校日の設定について 「学びの保障」に関する夏季休業日の設定について 〔7 月〕 学習指導員及びスクールサポートスタッフに係る配置支援事業の追加募集に係る事業計画について 〔9 月〕 リ患状況報告の提出について 〔3 月〕 学習指導員及びスクールサポートスタッフに係る配置支援事業の実績報告について	・学習用タブレット端末 ・学習指導員報酬等 ・スクールサポートスタッフ報酬等 ・マスク、消毒液等衛生材料
2021 R3	〔4 月〕 学習指導員及びスクールサポートスタッフに係る配置支援事業の実績報告及び清算について 職員の職務専念義務の免除の取扱いについて 〔6 月〕 ワクチン接種を受ける場合の服務上の取扱いについて 〔7 月〕 ワクチン接種を受ける場合の服務上の取扱いについて 〔10 月〕 修学旅行計画変更に伴う企画料の取扱いについて 〔11 月〕 リバウンド防止徹底期間の終了に伴う学校の感染症予防対策について 〔1 月〕 感染者増加傾向を踏まえた部活動について 地域の感染レベルの変更に伴う部活動の自粛について 〔2 月〕 変異株急増に伴う対応方針について 臨時休業期間中の学習指導に関する調査について 職員の職務専念義務の免除の取扱いについて 変異株急増による部活動自粛の延長について 発生した場合の情報の公表について	・学習指導員報酬等 ・スクールサポートスタッフ報酬等 ・修学旅行計画変更による企画料 ・サーキュレーター ・加湿器等

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

	〔3月〕変異株急増による部活動自粛の終了について	
2022 R4	〔4月〕再拡大防止期間の延長に伴う部活動の対応について 学校管理規則第10条の取扱いについて 職員の職務専念義務の免除の取扱いについて 感染確認時の対応要領について 〔5月〕感染確認時の対応要領の一部改訂について 再拡大防止期間の終了に伴う部活動の対応について 感染判明に伴う保護者メールについて 事業所調査（濃厚接触者の考え方）について 〔7月〕感染者確認時の対応要領等の一部改訂について 感染者判明に伴う保護者メールについて 職員の職務専念義務の免除の取扱いについて 〔9月〕感染確認時の対応要領等の一部改訂について 濃厚接触者特定作業実施されないことに伴う対応について 〔12月〕学校における感染予防対策について 〔1月〕県本部会議決定に伴う学校の対応について 〔2月〕県本部会議の決定に伴う学校の対応について 〔3月〕新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について	・スクールサポートスタッフ報酬等 ・修学旅行計画変更による企画料（実績なし）
2023 R5	〔4月〕新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について 〔5月〕5類移行後の新型コロナ感染症対策等について 〔9月〕修学旅行計画変更に伴う企画料等の取扱いについて	・スクールサポートスタッフ報酬等
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：生涯学習課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
Kスポ各施設（総合体育館、陸上競技場、テニスコート、野球場、屋内温水プール及びスポーツ交流館）及び学校開放事業 ・感染症予防に関する事務		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・マスク着用、手洗消毒、検温、こまめな換気、三密を避ける ・窓口等ビニールカーテン設置 ・3/4～3/31 総合体育館（武道場、トレーニングルーム）、野球場、温水プール、スポーツ交流館、神次郎運動広場施設閉鎖 ・10/13～3/31 総合体育館（アリーナ）、陸上競技場、テニスコート施設閉鎖	
2020 R2	・4/1～5/20 角田中央公園（交通公園除く屋外施設）、神次郎運動広場施設閉鎖 ・4/1～5/31 温水プール施設閉鎖 ・4/1～6/14 総合体育館（武道場、トレーニングルーム）、スポーツ交流館施設閉鎖 ・3/6～3/18 温水プール施設閉鎖 ・阿武隈リバーサイドマラソン大会中止	●プール営業補償 R2年度決算額 18,876,559 円
2021 R3	【各基準日における取り扱いは別添資料のとおり】 ・3/26～自粛要請 ・4/6～5/11 まん延防止措置（利用制限） ・5/1～5/11 スポ少、学校開放事業活動自粛 ・6/15～段階的な利用制限緩和 ・8/20～8/26 利用制限 ・8/27～9/12 全施設閉鎖、スポ少、学校開放事業活動自粛 ・9/13～9/30 利用制限 ・阿武隈リバーサイドマラソン大会中止	●プール営業補償 R3年度決算額 15,885,706 円
2022 R4	・3/13～競技ごとのガイドラインに基づき感染対策を講ずる （制限解除）	
2023 R5		
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・施設利用者へ適時正確な情報を提供すること。 ・指定管理者に対し、休業を要請するタイミング・期間を定める判断が難しい。 ・業種別ガイドラインがあるものについては、ガイドラインに基づき感染症対策を実施した。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：生涯学習課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
角田市市民センター ・感染症予防に関する事務		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・マスク着用、手洗消毒、検温、こまめな換気、三密を避ける ・ビニールカーテン設置 ・ホール収容人数制限 600 人→300 人 ・3/4～3/31 貸館中止	
2020 R2	・4/1～5/31 貸館中止 ・6/1～貸館業務一部再開	
2021 R3	・4/1～11/30 調理実習室利用制限 ・8/20～26 市民、市内団体利用に限る。閉館時間を 20 時に短縮 ・8/27～9/12 貸館中止 ・9/13～30 市民、市内団体利用に限る。閉館時間を 20 時に短縮	
2022 R4	・2/1～感染症対策を徹底し、制限を解除	
2023 R5		
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・国内の感染状況の他に県内・市内での感染状況に合わせて、個別に催事の中止等の判断をしなければならなかった。 ・イベント開催等における必要な感染防止策を随時主催者と協議する必要があった。 ・コンサートや演劇など観客が声を発しない催事については、感染拡大リスクが少ないと報告がある。業種別ガイドラインがあるものについては、ガイドラインに基づき実施した。 ・サークル活動等の文化芸術に触れる機会が長期的に減少したが、活動が継続できるよう支援を行った。		



新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：図書館】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部の指示により、窓口等への感染症対策		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・感染防止の為臨時休館（2/29～3/2、3/4～5/20）	
2020 R2	・感染防止の為臨時休館（～5/20） ・おはなし会（4月から10月）休止 ・図書館まつり中止 ・令和2年5月～窓口での感染症対策のため、アルコール消毒や アクリル板等を設置 ・来館者へマスク着用、アルコール消毒、検温の周知 ・座席数の減少（間隔をあける）	アルコール消毒、 ペーパータオル等 は担当課より
2021 R3	・前年度より引き続き対策を継続 ・R3.7から2階の座席数を減らし、閲覧機の運用開始 ・緊急事態宣言に伴い8/27～9/12臨時休館 ・おはなし会、感染症の拡大状況により中止の月有 ・図書館まつり中止	アルコール消毒、 ペーパータオル等 は担当課より
2022 R4	・前年度より引き続き対策を継続 ・おはなし会、4月休止	アルコール消毒、 ペーパータオル等 は担当課より
2023 R5	・前年度より引き続き対策を継続 （R5.5.8～来館者のマスクの着用は任意、座席数の拡大、アルコ ール消毒液及び検温機器の設置は継続しているが任意）	アルコール消毒、 ペーパータオル等 は担当課より
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・休館対応など、庁内でもう少し連携を密にできるとよかった。		



新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：郷土資料館】

Ⅰ 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部の指示により、窓口及び館内等への感染症対策		
Ⅱ これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R元	・3/1 牟宇姫ひなまつり中止・3/1～3/31 臨時休館 ・「雛人形展」2/15～3/15 の開催期間を変更し 3/4 までとした	
2020 R2	・外気処理型エアコン設置 ※母屋中の間（南壁）に設置（財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金） ・感染防止の為令和2年4・5月臨時休館 ・令和2年5月～窓口での感染症対策のため、アルコール消毒やアクリル板等を設置 ・館内6か所とトイレにアルコール消毒設置 ・誘導による混雑解消（間隔をあける） ・感染防止対策として、企画展「雛人形」の口頭解説を控え、映像で解説・体験型行事を自粛	備品 792,000 円 備品類は担当部署より
2021 R3	・前年度より引き続き対策を継続 ・新型コロナウイルス感染拡大緊急自体宣言のため 8/27～9/12 臨時休館し例年開催の「秋の催し」を中止 ・感染防止対策として、企画展「雛人形」の口頭解説を控え、映像で解説・体験型行事を自粛	備品類は担当部署より
2022 R4	・前年度より引き続き対策を継続	備品類は担当部署より
2023 R5	・前年度より引き続き対策を継続（一部の体験型事業はマスク対策で再開）	備品類は担当部署より
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
・準備に数か月かかる企画展等の開催中止や休館の判断に時間を要したため、あらかじめ判断基準となる数値などが決まっているとよかった。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：学校給食センター】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・罹患発生による臨時休業等に伴う給食提供停止等の対応 ・生活に困っている世帯や個人への支援		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・小中学校臨時休業（R2.3.2～）に伴う対応 ＊食材キャンセル、調理等業務委託変更契約等	
2020 R2	・小中学校臨時休業（R2.4.1～5.31）の及び夏季休業短縮（R2.8.8～8.19）に伴う対応 ＊年間計画変更、調理等業務委託変更契約等 ・令和2年度学校給食費の一部無償化【市民】 ＊令和3年1月徴収分以降の無償化	・学校給食費納付金の減額
2021 R3	・学校給食センターにおける試食中止（R3.4.1～R5.5.7）【市民】 ・学校給食費の減額（R3.4.1～R5.5.7）【市民】 ＊新型コロナウイルス感染症罹患等により出席停止となった児童生徒について欠食分を減額 ・調理等委託業者で新型コロナウイルス観察簿導入（R3.9.13～R5.5.8） ・学校訪問による「食に関する指導」を延期及び中止【市民】	
2022 R4	・令和4年度学校給食費の一部無償化【市民】 ＊令和4年9月徴収分以降の無償化 ・新型コロナウイルス感染症対応学校給食費等臨時助成金の交付【市民】 ＊無償化対象外となる児童生徒の保護者へ助成金を交付	・学校給食費納付金の減額 ・助成金
2023 R5	・令和5年度学校給食費の負担軽減【市民】 ＊物価高騰により R5.10～学校給食費を値上げしたため、値上げ分を公費負担とし、保護者の経済的負担を軽減	・賄材料費の増額
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・職員等の罹患により給食提供に支障がでるようなことはなかったが、業務が滞らないように主務以外の業務について対応できるようにしておく必要がある。 ・教育総務課との情報共有が不可決である。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：農業委員会事務局】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部の指示により、窓口等への感染症対策		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・窓口での感染症対策のため、アルコールや衝立等を設置	
2020 R2	・前年度より引き続き対策を継続	
2021 R3	・前年度より引き続き対策を継続	
2022 R4	・前年度より引き続き対策を継続	
2023 R5	・前年度より引き続き対策を継続	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・庁内連携、情報共有の徹底。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：議会事務局】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・議員、市民等への感染症対策		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	（3月）会議の傍聴を中止	
2020 R2	・前年度より引き続き傍聴を中止 （4月）・当局に、必要最小限の人員での会議出席を要請 ・議場の出入口を開放（11月以降、窓の一部を常時開放に変更）し、換気のため概ね1時間ごとの休憩を実施 ・密を避けるため、常任委員会の審議は議場で実施 ・議員は、各種会議に出席する際にはマスク着用、登庁前に体温測定を行うなど、感染防止に努める。 （12月）・市長席、議長席、演壇、発言席にアクリル板の設置 ・議員は、感染した場合に氏名を公表（意向確認により同意した議員のみ）	※備品類は担当部署より
2021 R3	・前年度より引き続き対策を実施 （12月）・委員会室のロスナイ設置により、常任委員会の審議を委員会室に戻す。 （3月）・会議の傍聴について、定員制限を行いながら再開	※設置は庁舎管理担当部署
2022 R4	・前年度より引き続き対策を実施 （1月）・感染した場合における議員の氏名公表を廃止	
2023 R5	・前年度より引き続き対策を実施 （6月）・会議の傍聴について、定員制限を廃止 ・市長席、議長席、演壇、発言席のアクリル板の撤去	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・市の対応・対策の状況を鑑み、随時、議会運営委員会で感染症拡大防止の対応方針を協議し、ホームページに掲載を行った。 ・本会議を除く各種会議等における議員等の出席の取扱い等、例規整備の検討が必要である。		



新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：選挙管理委員会事務局】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・感染症予防に関する事務		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・特になし	
2020 R2	■市議会議員補欠選挙・市長選挙時 ・ハンドジェル D ・手指消毒剤 AL ・ウルトラニトリル白 L パウダーフリー、青パウダーフリー ・飛沫防止スクリーン ・クリップ付きペンシル ・フェイスシールド ・クリップ付きペンシル ・ハンドジェル D ・クリップ付きペンシル ・手指消毒用 AL ・アルコール B75 ・クリップ付きペンシル -12 項目- ・マスク ・ペーパータオル	-12 項目- 【新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金】 554,320 円 需用費 （市議会議員補欠選挙費） 【一般会計】 需用費 43,560 円
2021 R3	■衆議院議員総選挙・宮城県知事選挙 ・ニトリル手袋 ・キレイキレイ液体ハンドソープ ・ペーパータオル ・手指消毒剤 AL ・アルコール NV75 ・クリップ付きペンシル ・マスク ・フェイスシールド ・ハンドジェル D ・飛沫防止スクリーン	【衆議院議員総選挙費委託金】 393,952 円 需用費 【宮城県知事選挙費委託金】 131,317 円 需用費

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

2022 R4	■参議院議員通常選挙 ・ニトリルゴム手袋 ・ペーパータオル ・クリップ付ペンシル ・手指消毒剤 AL ・アルコクリーン B75 ・フェイスシールド ・ハンドジェル ・マスク ・キレイキレイ液体ハンドソープ	－7 項目－ 【参議院議員通常選挙費委託金】 359,027 円 需用費
2023 R5	■市議会議員一般選挙・宮城県議会議員一般選挙 ・クリップ付きペンシル ・マスク ・ハンドジェル ・手指消毒剤 AL ・アルコクリーン B75 ・ペーパータオル ・キレイキレイ液体ハンドソープ ・クリップ付きペンシル ・マスク ・手指消毒剤 AL ・アルコクリーン B75 ・ペーパータオル ・キレイキレイ液体ハンドソープ	－1 項目－ 【一般会計】 52,800 円 需用費 －1 項目－ 【宮城県議会議員一般選挙費委託金】 44,000 円 需用費
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
これまで選挙時において、選挙事務従事者、市民(有権者等)向けに様々な対応をしてきたが、令和 6 年度(市長選挙)からは、感染症対策の一助として手指消毒剤 AL のみの対応予定であった。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【 課名等：監査委員事務局 】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・ 定期監査における新型コロナウイルス感染症対策		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・ 特になし	
2020 R2	①定期監査時の新型コロナウイルス感染対策 下記の事項に留意するよう、各課長補佐あて回覧で送付した。 1 最初に入室する職員は、課長、課長補佐、最初に監査を行う係長、係員のみとします。 2 対応職員は必要最低限の人数でお願いします。 3 （職員席において）監査を実施する係以外の職員は自席で待機となります。 4 会議室に入室する職員は全員、マスクを着用してください。 5 入口（会議室内）に消毒液を準備しますので、手指の消毒をお願いします。 6 飛沫防止のため、アクリル板を介しての監査となります。	総務課より配付されたアクリル板、消毒液等を使用した。 アクリル板は生活環境課からも借用した。
2021 R3	①定期監査時の新型コロナウイルス感染対策 ※内容についてはR 2 同様。 ②監査手続きの変更を行い、対面監査を中止し書面監査へ切り替えた。 （会計課・農業委員会・教育総務課・生涯学習課・郷土資料館・図書館）	総務課より配付されたアクリル板、消毒液等を使用した。 アクリル板は生活環境課からも借用した。
2022 R4	①定期監査時の新型コロナウイルス感染対策 ※内容についてはR 2 同様。 ②監査手続きの変更を行い、対面監査を中止し書面監査へ切り替えた。 （建築住宅課・農林振興課・まちづくり政策課・財政課・税務課・総務課）	総務課より配付されたアクリル板、消毒液等を使用した。 アクリル板は生活環境課からも借用した。

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

2023 R5	①定期監査時の新型コロナウイルス感染対策 ※通常監査で対応したが、マスク着用については個人の判断に任せた。アクリル板は使用せず、対面距離を保つよう机・椅子の配置に配慮した。 ②監査の手続きの変更を行い、対面監査を中止し書面監査へ切り替えた。 (選挙管理委員会・学校給食センター)	
Ⅲ 課題や今後へ向けての教訓等		
・監査当日に変更せざるを得ない状況となっしまい、監査手続きの変更を余儀なくされたが、庁内の定期監査だったためスムーズに対応できた。		

新型コロナウイルス感染症に係る対策・対応等概要調査票

【課名等：会計課】

I 主な業務（新型コロナウイルス対応関連）		
・本部の指示により、窓口等への感染症対策		
II これまでの主な動き、対応・対策等		
年度	概要	予算措置等
2019 R 元	・窓口での感染症対策のため、アルコールや衝立等を設置	
2020 R2	・前年度より引き続き対策を継続	
2021 R3	・前年度より引き続き対策を継続	
2022 R4	・前年度より引き続き対策を継続	
2023 R5	・前年度より引き続き対策を継続	
III 課題や今後へ向けての教訓等		
・庁内連携、情報共有の徹底。		

角田市新型コロナウイルス感染症対応報告書

令和 7 年（2025 年）3 月発行

編集・発行 角田市 市民福祉部 健康推進課

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町 35-1

TEL 0 2 2 4 - 6 2 - 1 1 9 2